令和4年第4回阿波市議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 令和4年12月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員(20名)

| 1番 | 黒 | Ш | 理 | 佳 | |
|----|---|---|---|---|--|
| | | | | | |

3番 野 口 加代子

5番 原 田 健 資

7番 北 上 正 弘

9番 坂 東 重 夫

11番 笠 井 安 之

13番 笠 井 一 司

15番 松 村 幸 治

17番 木 村 松 雄

19番 原 田 定 信

2番 樫 原 浩

4番 竹 内 政 幸

6番 武 澤 豪

8番後藤修

10番藤本功男

12番 中 野 厚 志

14番 樫 原 伸

16番 吉 田 稔

18番 阿 部 雅 志

20番 三 浦 三 一

欠席議員(なし)

会議録署名議員

会計管理者

市

10番藤本功男

11番 笠 井 安 之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

助

副 市 長 木 下 修 一 企画総務部長 坂 東 孝 一

長 藤 井 正

健康福祉部長 稲 井 誠 司

建設部長高田敬二

岩佐

賢

危機管理局長 吉 川 和 宏

市民部次長 林 英 司

産業経済部次長 岡 本 正 和

教育部次長 佐 藤 正 彦

吉野支所長 松 村 栄 治

阿波支所長 大塚 清

副市長町田寿人

教 育 長 髙 田 稔

市民部長矢田正和

産業経済部長 岩 野 竜 文

水道部長大森章司

教育部長森友邦明

企画総務部次長 森 克 彦

健康福祉部次長 小 松 隆

建設部次長笠井和芳

教育部次長 酒 巻 達 也

土成支所長 住 友 勝 次

宏

水道部次長 吉 岡

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正 事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長(笠井一司君) 現在の出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。 これより本日の日程に入ります。

日程第1 市政に対する一般質問

○議長(笠井一司君) 日程第1、市政に対する一般質問を行います。 質問の通告がありますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。 まず初めに、志政クラブ松村幸治君の代表質問を許可いたします。 志政クラブ松村幸治君。

〇15番(松村幸治君) 皆さんおはようございます。このたび志政クラブを代表いたしまして、15番松村幸治、志政クラブの代表質問をさせていただきます。

このたびの私の質問は、阿波市の行財政改革ということで、ほれも10年、15年後を 見据えた阿波市の行財政改革ということで質問をさせていただきたいと思っております。

この質問に当たりいろいろ考えてみました。阿波市でできること、特に福祉関係とかにおいては国からほとんど要る内容も決まっており、緊縮といってもできる範囲は限られております。できる範囲小さなことからこつこつやっていかなければ、今どうこう言っても10年後の交付税ががたんと減らされてしまったら、またなお一層厳しくなります。それは定かでなくてもある程度のことはやっていかなければならないなという思いで質問をさせていただきます。

いろんなこと、小さなことが頭に浮かんでまいりました。例えば住宅問題それからコミセン、各地区にあります集会所それから公用車です。いろんなことが頭を巡りましたけれども、全てやるというよりも一つ一つやっていこうということで、その中から阿波市の長期の展望にわたっての行財政改革、それからその中から一つ住宅問題、それを主眼に置いて質問をしてみたいと思います。

今回、市議会におきまして議会改革の特別委員会を設置しまして、いろいろ議会の中で 何かそういう議会改革、行政改革ができないかということで、その一環としてただいま議 員定数の削減とかいろんなことが協議をされております。様々です。ある議員は例えば2 人削減、現状のまま、4人削減でもいいのではないかとかいろんなことが討論されております。

―――。(34字取り消し)

議会の定数を減して、議会の定数を減しただけのことにはならないか。例えば、定数を減すことによって逆に現職が有利となるような選挙戦になりはしないか、新しい議員が出にくくなるんではないか、そういう意見もいろいろございます。それでいいと思うんですよ。いろんな方がみんなで協議していただいて煮詰めてその中で近いうちに決定をしなければならないと思っております。

それから、公用車についてですが、徳島県に8市あります。大体の自治体は専用の議会の公用車をお持ちであります。阿波市は今のとこございません。うちの市長も非常にそこらを考えられとる方で、よその市に行くと黒塗りのいい車に乗っておられるんです。最低クラウンから始まりまして、でも阿波市の市長はカムリに乗っております。非常に考えて、 (29字取り消し)阿波市議会も公用車はございません。市によっては議長専用車もございます。3市ほどあったと思います。その議長に対して専用の専属の運転手も3市ほどございます。うちの市は、私が多く使うのは15年落ちぐらいのノアですかね。それを管財課へ行って予約しとって貸してもらうんですけれども、当然黒塗りではございませんしワックスもかかっておりません。出発の日になったら鳥のふんがいっぱいついとるんです。しかし、局長に、鳥のふんぐらい取っといたらわと言うたら、昨日は夕べはなかったと、今朝、多分へトが落としたんだろうということで、私はそういうハトのふんがついた15年落ちの車で行くことを誇りに思っております。

次に、議員は、歳費のほかに視察とかそういうふうなんでいろんな手当が各市ではついております。これ、勉強するためには必要なことかなと思いますけれども、おおよそ月2万5,000円から7万円ぐらいの範囲で、政務活動費みたいなものですね、他市にはございますが、阿波市は現在支給されておりません。議員の活動に対して必要なことだとも思うんですけれども、今の財政状況、世間の風潮からいうとやむなしかなとも思っております。

議員ができることとして賛否両論ございますが、一応身を切る改革としてせめて定数削減というふうなことは皆さんで一緒に考えていきたいと思っております。

昨今、日本におきまして急激な円安ドル高、これにより大きなインフレとなっております。このインフレに対しても、野党それからマスコミがこれの主な要因は日米の金利差にあると、一部投機の動きもありますが、これによってインフレが加速してるんだから、日銀の黒田さんも決断して日本も金利を引き上げてはどうかというようなニュースもいろいろ流れております。

私は、個人的にでございますが、黒田さんのやっておられる金融緩和政策は全く正しいかなと思っております。多分これが日本が神様から与えられた最後のチャンスかなとも思い、この20年、30年デフレで苦しんできた日本でこれは経済を立て直す最後のチャンスかなと、このインフレが、と思っておる一人でございます。この機に日本の国外で生産しておる企業の拠点を日本に帰っていただき、国内の経済を活性化させていただくしか日本の生き残る道はないのかなと、それも思っておる次第でございます。

それから、当然阿波市毎年予算を組みます。二百数十億円です。私、今監査委員をさせてもらっておりまして、非常に阿波市は他市に比べて優れとると思います。全く10年ぐらいは心配ないと思います。しかし、10年後を見据えますと何をするにしても緊縮財政になってまいります。日本の政府は今まで100兆円を超えないという、国家予算は、目標にしてまいりましたが、軽く突破いたしまして110兆円、120兆円、それからまたこの前の補正予算でも29兆円補正予算がつきました。国には国債があります。阿波市は国債のような阿波市債を出したといたしましても、たとえ1%の金利をお支払いするんでも、うちの阿波市長だったらこの段階で市債なんか発行しないと思います。その1%が最後には息がかかってくるんです。国がどうして29兆円の補正がぱっとできて、これは払う気がないからなんです。国は日銀がついていますから払わなくていいんです。阿波市は1%でお借りしても払わなくてはいけない。そういうふうな日々こつこつとうちの市長はやっておりますので、1%でもお支払いはできないと、そういうふうな観点で予算を組んでおります。

これなぜ払わなくてもいいか。今日本の国債の発行残高びっくりしますね、1,000 兆円、2,000兆円という単位です。払えません。これはこつこつ払っていこうと思っ ても払えないんです。これには経済を膨らまして、あとデノミでもやらない限り払えない んです。でも、これを世界各国に発信するには少しでも払っていくような姿勢を見せなけ れば国債が暴落したときには大変なことになります。そこの兼ね合いなんです。阿波市は 1%のお支払いもできません。10年後を見据えてそれを念頭に置いての質問とさせてい ただきたいと思います。質問に入る前に要らんこと言い過ぎてね。

まず、その中から今回、阿波市の公営住宅の長寿命化計画についてということで、これ 質問を出すときに思ったんです。私の個人的な考えでもあるんですけども、新規の住宅の 建て替えをいつまでやっていくのかということが気になりまして、経費とかいろいろ考え ると切りがないなと思いました。建設部長とも話を1回はしたんですけれども、阿波市の 長期的な見方として民間委託とまではいかなくても新規の住宅はもうそろそろいいのでは ないかということも話ししていました。

例えば、住宅がどうしても必要な方に阿波市から、5万円、4万円の家賃の入居費の中から最高2万円までとかそういうふうな制度を設定して、それを補助していくというふうな方向に持っていくのも一つの案ではないかと思い、これについて質問をしてみたいと思います。それで、阿波市公営住宅長寿命化計画について建て替え計画の現状はどうなっているのかということについて部長に答弁を伺いたいと思います。お願いします。

- ○議長(笠井一司君) 高田建設部長。
- ○建設部長(高田敬二君) おはようございます。

志政クラブ松村議員の代表質問の1問目、阿波市公営住宅等長寿命化計画についての1 点目、建て替え計画の現状はどうなっているのかのご質問に答弁させていただきます。

阿波市公営住宅等長寿命化計画は、本市の最上位計画である第2次阿波市総合計画における公共施設及びインフラ施設の分野を補完する計画として市営住宅の中・長期的な維持管理方針を定めており、需要に即した供給量の確保、適切な維持管理、存続団地の管理に係るトータルコストの低減を図ることを目的として策定しております。

現計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としており、既設住宅の状況把握を行い、国土交通省が示す公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、建て替え、用途廃止、改善及び維持管理の4つの事業手法に振り分け事業を進めております。

議員ご質問の建て替え計画の現状についてですが、本市では、計画的に国の社会資本整備総合交付金を活用し平成18年度に土成町の北二条団地、平成27年度に阿波町の東条団地及び令和元年度に吉野町の大野神団地において、統合建て替えによる公営住宅整備を実施してきたところです。今後の建て替えにつきましては、市場町の上南団地を中核とした統合建て替えを実施する計画としておりますが、今後も厳しい財政運営が余儀なくされ

るものと見込まれることから、実際に建設段階に移す場合には建設費の確保や住宅ニーズ を勘案しながら、検討する必要があると認識しております。

一方、議員お話しの民間賃貸住宅は、本計画においても市営住宅の建て替え事業とともに居住支援の一つとして位置づけており、運用に当たってはメリット及びデメリットについて分析し、十分検証する必要があると認識しております。今後とも、市民の皆様が安全で安心して利用できる市営住宅の環境づくりに向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 松村幸治君。
- ○15番(松村幸治君) ただいま高田建設部長よりご答弁をいただきました。

本市における市営住宅の事業については、長寿命化計画に基づき10年間のスパンで進めていくわけでございますが、計画の期間中においては、そのときの社会情勢の変化や本市の財源状況を注視しながら計画の見直しも視野に入れておいていただいて、住生活の安定の確保に努めていただきたいと思っております。

また、老朽化した住宅については計画に基づき順次除去されるものと思われますが、市営住宅のうち公営住宅ではない改良住宅について、入居者の方から払下げを希望される方もいらっしゃいますので、払下げについては計画の中でも検討課題として織り込まれていることから進めてみてはどうかと思います。このことについても高田建設部長に答弁を求めたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 高田建設部長。
- ○建設部長(高田敬二君) 志政クラブ松村議員の代表質問の1問目、阿波市公営住宅等 長寿命化計画についての再問、改良住宅の払下げを進めてはどうかのご質問に答弁させて いただきます。

本市が管理する市営住宅68団地、1,014戸のうち、住宅地区改良法に基づき建設した改良住宅については9団地、60戸、管理しております。議員ご質問の改良住宅の払下げについてですが、改良住宅は国からの補助金などにより建設されており、個人への払下げに当たっては補助金の処理などの調整が必要であることに加え、入居者の意向の把握や払下げに係る個人の負担についても十分検討する必要があります。

今後、国、県との協議はもとより、住宅の状況を把握しながら払下げの方法も含め研究 してまいります。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 松村幸治君。
- ○15番(松村幸治君) ただいま改良住宅の払下げについて答弁いただきました。

これもできるだけ本人負担が少ないような方向でやっていけたらと思っておりますので、またご検討いただいて一緒にやっていけたらと思っております。

以上で住宅についての質問は終わります。

それでは、次の質問に入ります。

阿波市の財政状況についてということで令和5年度予算編成方針について、それから中期財政計画の目的並びに活用方法について、2点質問を出しております。

最初に、令和5年度当初予算編成について質問をいたします。

現在、国においても2023年度予算の編成中であり、本年7月29日に閣議了解された新年度の概算要求に当たっての基本的な方針として、人への投資と配分、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、DX、GXへの投資などの新しい資本主義に向けて取り組むことに、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしており、地方に対しても厳しい予算措置が講じられることが予想されると言われております。

また、日本経済の先行きは、景気の持ち直しが期待されるものの、海外景気の下振れが 景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇による家計や企業への影響もまだ想定で きない部分もいろいろあると言われております。

これには、先ほど申しましたようにアメリカでのFRBによる金利の引上げ、それによってアメリカの住宅ローンとかは2%ぐらいだったのがもう3%、4%とローンの金利が上がっております。これによって多分3年後ぐらいには住宅需要も落ち込み、景気もかなり沈んでいくんではないかなと。一時的に日本の円が安くなっておりますが、多分二、三年後にはまた逆転するような場面も出てくるんではないかと思っております。

次に、現在全国の都道府県、市町村においても令和5年度に向け当初予算編成に鋭意取り組んでいるところであろうかと思います。

また、本市においても、令和4年度当初予算は3つのコンセプトである安全・安心のまちづくり、活力あるまちづくり、子育て応援のまちづくりとしております。しかしながら、来年度は阿波市が誕生して18年目となり、合併に係る財政支援措置も少なくなっております。財政状況は厳しくなっていくかと思います。

そこで質問をいたします。

令和5年度予算編成方針について企画総務部長の坂東部長にお尋ねを申し上げます。

- ○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。
- ○企画総務部長(坂東孝一君) 志政クラブ松村議員の代表質問2問目、阿波市の財政状況についての1点目、令和5年度予算編成方針について答弁をさせていただきます。

令和5年度予算編成方針では、まず令和5年度の財政見通しとして、歳入についてはコロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵攻、原油等の輸入価格高騰の影響が想定されるため市税収入の推移には留意が必要であるとし、歳出については社会保障費の伸びや光熱水費、燃料費などといった経常経費が高騰することが見込まれ、今後も厳しい財政運営が余儀なくされると見込んでおります。

次に、予算編成の基本方針として、昨年度に引き続き、重点テーマである安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりを施策の中心とし、市民ニーズを的確に把握し、事業の取捨選択、見直し、効率化によるめり張りの利いた予算要求とすることといたしております。

また、総合計画をはじめとする各種計画の趣旨に沿うこと、行財政改革により歳出削減に取り組むこと、アフターコロナに向けた取組を行うこと、DX、デジタルトランスフォーメーション、GX、グリーントランスフォーメーションを推進すること、インボイス制度への対応の5つのポイントについて十分検討することといたしております。

加えて、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること、経常経費については引き続きシーリングを設定すること、市民の利便性と行政事務の効率化を高めることなどについても 積極的に取り組むことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 松村幸治君。
- ○15番(松村幸治君) ありがとうございました。

新年度に向けて、ただいま答弁いただきましたようにスクラップ・アンド・ビルド、シーリングを設ける、また事業の優先順位や自主財源の確保に全力を挙げて努める等を徹底をしていただいて阿波市の活力ある予算編成がなされると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、再問に入ります。

第3回阿波市議会定例会において、阿波市の令和3年度決算書が提出されました。私も

監査委員として決算の審査を実施する中で、阿波市の財政状況は現在比較的健全でございます。行政は継続性が不可欠であります。そのため、毎年度財政課において中期財政計画を見直しながら策定していると聞いております。阿波市が将来にわたって真に必要な市民サービスを提供するため、健全財政を維持、継続していくための基本的な指針である中期財政計画の必要性、重要性が増してくると言えます。

そこで質問に入ります。

中期財政計画の目的並びに活用方法について町田副市長に答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 町田副市長。
- ○副市長(町田寿人君) 志政クラブ松村議員の代表質問2問目の再問、中期財政計画の目的並びに活用方法について答弁をさせていただきます。

本市では、各部署で計画している建設事業やソフト事業を取りまとめ、国が公表をして おります地方財政計画や財政支援制度を参考にしながら、当該年度以降5か年の財政収支 を見込んだ中期財政計画について毎年度見直しを行っているところであります。

次に、この中期財政計画の目的といたしまして、中期的な財政収支の見通しを立てることで現在及び将来における課題を的確に把握し、財政の健全性を確保するための方策を明らかにするためであります。

また、中期財政計画につきましては、主に当初予算編成時に活用することとしており、 基金の現在高や地方債の現在高並びに各種財政指標を推計し、健全な財政運営を行うため の重要な資料となっております。

本年度におきましても中期財政計画を見直ししておりまして、財政構造の弾力性を示す 経常収支比率は高止まりはしているものの、借入金などの返済額の大きさを指標化した実 質公債費比率につきましては大きく上昇することはなく、基金も大幅に取り崩すことはな いという結果となっております。

最近の財政計画の見直しでは、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等、将来推計を行うには不確定な要素もたくさんございますが、しっかりと中期財政計画を立てまして、持続可能な財政基盤が維持できるように健全な財政運営に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 松村幸治君。
- ○15番(松村幸治君) 大変よく分かり理解をいたしました。

この計画策定時には、前年度決算を踏まえながら、また社会情勢等も勘案し、毎年見直 していくということであり、阿波市の手法は効率的で理にかなっているとも感じておりま す。

今後もその策定した中期財政計画に基づき予算編成等を実施しながら、持続可能な阿波 市づくりのため有効活用していただきたいと思います。そして、本市の市民サービスの安 定、向上をお願い申し上げまして、私の代表質問は終わらせていただきます。ありがとう ございました。

○議長(笠井一司君) これで、志政クラブ松村幸治君の代表質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 午前10時36分 休憩 午前10時50分 再開

○議長(笠井一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき後藤修君の代表質問を許可いたします。

はばたき後藤修君。

○8番(後藤 修君) おはようございます。

ただいまから、8番後藤修が会派はばたきの代表質問をいたします。

理事者の皆様においては簡単明瞭に答弁いただきたいと思います。お願いいたします。 早々ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて4問の質問をさせていただきます。1問目は地域公共交通に関する住民アンケート調査について、2問目は持続可能なまちづくりについて、3問目は日常生活用具給付等事業について、4問目は新ごみ処理施設について、以上4点です。

まず、1問目の質問に入る前に、以前より要望しておりました、公共交通あわめぐりの 無断キャンセルについての取扱いで、無断キャンセル3回に到達後、翌3か月利用停止と する定めについて、救済措置として新たに最後の無断キャンセルから1年を経過するまで の間持続して無断キャンセルのないものについては無断キャンセルの累積を削除する、無 断キャンセルの累積のリセットが10月よりスタートしました。このことは、利用者にと っても家族にとっても非常にありがたい措置であり感謝しております。

さて、1問目の質問に入ります。

地域公共交通に関する住民アンケートについてです。このアンケートについても以前か

ら要望させていただいたものですが、調査の結果が出たということですので、この件について3間質問させていただきます。

まず1点目、アンケート調査概要と集計結果はどのようになったのか。次に2点目、公 共交通の利用実態や住民ニーズをどう考えるか。早速ですが、この2点について坂東企画 総務部長より答弁いただきたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。
- ○企画総務部長(坂東孝一君) はばたき後藤議員の代表質問1問目、地域公共交通に関する住民アンケート調査について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のアンケート調査概要と集計結果はどのようになったのかについて答弁 をさせていただきます。

現在、本市では、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会である阿波市地域公共 交通活性化協議会におきまして阿波市地域公共交通計画を策定しており、計画策定の際に は基礎資料が必要となることから、今回、市民の中から無作為に抽出した2,000名と 阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの利用者及び市内の高校に通う市内在住の高校1年 生、2年生を対象に地域公共交通に関する住民アンケート調査を実施いたしました。

アンケートの主な調査項目としましては、日常生活の交通手段や移動実態をはじめ、あわめぐりの認知度や満足度など、今後の公共交通の在り方を考える上で必要なデータとなる項目についてご意見をいただきました。集計結果につきましては、主なものを幾つかご紹介させていただきますと、あわめぐりの認知度については一般の方が54%、高校生が30.1%。あわめぐりの満足度として満足、やや満足と考えられている方は一般の利用者が88.4%、高校生が40%など、今回のアンケート調査結果により顕在化した課題等につきましてはその対策を講じていく必要があると考えております。

次に、2点目の公共交通の利用実態や住民ニーズをどう考えるかについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、あわめぐりの利用者を対象としたアンケート調査では9割近くの方が満足していると考えられており、加えて利用料金に関するアンケート調査ではほぼ全員の方に現在のままでよいと回答いただくなど、あわめぐりは利用者が満足できる公共交通として一定の評価をいただいているものと考えております。

一方、高校生へのアンケート調査では、認知度や満足度は一般の方よりも低いことから、今後若年層のニーズにも迅速かつ的確に対応していくことが必要であると認識してお

ります。

こうしたアンケート調査は、市民の皆様の利用実態やニーズを把握することができ、効果的な施策につながるものと考えておりますので、今後におきましても、継続的に利用者ニーズの把握に努め、市民の皆様が気軽にそして利用しやすい地域公共交通あわめぐりとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、認知度について、あわめぐりを知っているが一般の方が54%、高校生では30.1%でした。この数字について一般についてグラフにしたものがありますので、そのパネルを併せて見ていただきたいと思います。 (パネルを示す)

今回もワールドカップを横目で見ながら、夜なべをしてこのパネルをつくってきました。グラフを見ても分かるように、861人の回答のうち、あわめぐりを知っているは465人と過半数にやっと手が届くところです。毎日のようにACNで放送しているにもかかわらず低い数値であると感じました。また、高校生については、さらに認知度が低いことも分かりました。次に、あわめぐりの満足度について、満足、やや満足は、一般の利用者が88.4%、高校生が40%と年齢層により評価もばらつきがあることも分かりました。

2点目の答弁では、繰り返しにはなりますが、9割近くが満足して一定の評価をいただいている。私も同感です。しかしながら、高校生へのアンケート結果からは認知度、満足度ともに一般に比べるとかなり低い点が問題であると認識します。高校生を含む若年層の利用者ニーズに対応して、既に地方創生推進室ではあわめぐりの予約について電話だけでなくスマホやパソコンからでも予約できるシステムも検討していると伺っています。予約手段が増えることで利便性の向上にもつながりますし、満足度の向上にもつながってくると思います。頑張っていただきたいと思います。

それでは、アンケートで読み取った問題点も出てきました。

再問として、3点目、今後の地域公共交通の方向性についてを、続いてまたになるんで すけど坂東企画総務部長より答弁いただきたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。
- ○企画総務部長(坂東孝一君) はばたき後藤議員の代表質問1問目、地域公共交通に関

する住民アンケート調査についての再問、今後の地域公共交通の方向性について答弁をさせていただきます。

今後の地域公共交通の方向性といたしましては、地域公共交通に関する住民アンケート 調査や交通事業者等へのヒアリング調査の結果などを踏まえ、現在策定中ではございます が、阿波市地域公共交通計画において市民の生活を支え、誰もが安心して利用できる地域 公共交通、市民誰もが認知し利用しやすい地域公共交通、市民や関係者とともにつくる持 続可能な地域公共交通の3つの基本方針を掲げ、必要な施策を取りまとめてまいります。

今後においては、この計画に基づき効果的な施策を展開し、地域公共交通の核となるデマンド型乗合交通あわめぐりが市民の皆様に親しまれ、市民の足として根づくことで地域の活力を生み出し、持続可能な地域公共交通となるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

阿波市地域公共交通計画を策定中であり、その中で3つの基本方針を掲げていることが 分かりました。3点の基本方針いずれも今回のアンケートが十分生かされている文言だと 感じております。また、計画策定中ということですので、市民の皆様の生の声をお伝え し、それについても今後検討していただけばと思います。

まず、あわめぐりの認知度を高めるために、車両にあわみちゃんや土柱のイラストを入れるのも効果的ではないでしょうか。また、高校生や若い人への認知度アップとしては、高校入学前の生徒や保護者さんにあわめぐりのパンフレット等を配布しても成果は出るのではないでしょうか。また、今回のアンケートでは、あわめぐりを現在利用している方や以前利用していた方のアンケート数が少なかったと思います。アンケートを郵送するだけでなく、あわめぐりに乗車したときにアンケート用紙を手渡ししたり、書いていただいたものを乗車の際に回収するなどの方策も検討していただければと思います。

最後ですが、(パネルを示す)こちらのパネルを見ていただければ分かるように、目的 地、乗降場所を増やしてほしい、このニーズが非常に多いです。特に、以前も原田定信議 員からもお話がありました、美容室、理容室を乗降場所としてほしい、この点については 利用者、店の双方から私も直接要望を聞いております。今後、この点についても検討して いただければと思います。 これで、この項の質問を終わります。

次に、持続可能なまちづくりについての質問に移ります。

皆さんご承知のとおり、我が国の総人口は今後長期の人口減少時代に突入し、7年後である令和11年、2029年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、16年後の令和30年、2053年には1億人を割ると国の調査から推計されております。人口減少の波は地方から都市部へと広がり、東京都ですら3年後の令和7年、2025年をピークに減少するとされています。

日本全体で人口が減少していく中で、少子化対策や地方への移住・定住の促進を図っていくだけではいずれ限界が来ることが予想されております。人口減少への対応について国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンには、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を地方創生の目指すべき将来と掲げています。つまり今後の人口減少に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築する必要があります。

そこで1点目、人口減少社会に対する本市の認識と対応について質問ですが、本市では合併してはや18年を経ようとしています。本市では今後数十年間人口減少は避けられない現状として捉えられ、人口の維持、増加への取組を継続しながら、人口が減少しても市民生活に必要不可欠な行政サービスを提供していける自治体運営を長期的な視点から検討することが重要であると考えますが、この点について、坂東企画総務部長より見解をお聞きしたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。
- ○企画総務部長(坂東孝一君) はばたき後藤議員の代表質問2問目、持続可能なまちづくりについての1点目、人口減少社会に対する本市の認識と対策について答弁をさせていただきます。

国勢調査によりますと、本市の人口は、合併した年である平成17年においては4万1,076人となっており、4万人を超えておりました。しかしながら、平成22年には3万9,247人となり4万を割ると、平成27年において3万7,202人、令和2年には3万4,713人となっており、人口減少の傾向が続いていることからも、この流れに歯止めをかけることが最重要課題となっております。

本市では、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目的として、切れ目のない継続的な取組と新たな視点を取り入れるため、令和元年度に人口ビジョンの改定を行うとと もに、令和2年度から令和6年度までの計画目標である第2次阿波市総合戦略を策定いた しました。

人口ビジョンでは、国の長期ビジョン及びとくしま人口ビジョンと同様に2060年までを目途とし、阿波市の人口の推移や政策の効果を踏まえるとともに、県の施策と整合を図りながら本市の市政運営を進め、2060年度、令和42年度の目標人口を2万7,000人程度維持するものとしております。

また、総合戦略では、新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚・出産・ 子育ての希望づくり、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つの目標に向け、必要な施策 を取りまとめております。

人口ビジョンが示すとおり、人口減少は徐々に進行することが予想されていますが、総合戦略に掲げた各種施策を市民の皆様はもとより、行政と民間が互いに連携を図りながら効率的、効果的に実施していくことにより、人口減少を食い止め、地域経済の活性化や環境整備を進め、将来にわたって誰もが暮らしやすい、活力ある地域社会を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

少子・高齢化、人口減少問題等については、どの自治体も避けては通れない課題である と思います。第2次総合戦略を柱とし、阿波市の持つ地域資源を生かしながら、移住・定 住の促進、交流人口等の創出、拡大を図っていただきたいと思います。

そこで、再問として、行政のデジタル化社会の到来により本市のまちづくりをどのように進めていくのかについてですが、近年、経済のグローバル化による国際的な競争が激化する一方、環境問題や食料問題などの解決すべき社会的な問題は複雑化しております。また、少子・高齢化、人口減少の進展によって地域経済の停滞などの様々な課題が表面化し始めている経済発展と複雑化する社会的課題を解決し、持続可能な社会を実現するために高速、大容量が特徴の5Gの利用などによってICTやAI等の高度な情報通信技術をその地域に見合った導入を具現化するべきであるとされております。

本市におきましても、時代の変化を捉える中・長期的なまちづくりが必要とされており、SDGsの理念の浸透による社会の在り方や市民の価値観の変化を見据えるとともに、私たちの暮らしをより快適にする社会の実現を念頭に教育、子育て、高齢者をはじめとする市民の健康生きがいづくり等へのICTを活用したまちづくりやAI等を活用した

効率的な行政運営の実現、官民が連携したまちづくりを推し進め、全ての人が元気に活躍 し、安心して暮らすことができる社会を構築していく必要があると考えております。

この再問については、町田副市長にお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 町田副市長。
- ○副市長(町田寿人君) はばたき後藤議員の代表質問2問目の再問、行政のデジタル化 の到来により本市のまちづくりをどのように進めていくのかについて答弁させていただきます。

最初に、全国的な少子・高齢化、人口減少は生産年齢人口の減少をもたらし、多様化、複雑化する社会情勢を背景に刻々と変化する市民ニーズを的確かつ効果的に対応することが強く求められております。これら各種課題を克服するため、切れ目のない継続的な取組と新たな視点を取り入れた具体的施策の展開により、持続可能なまちづくりの形成への機運が高まっております。

このような中、DX、デジタルトランスフォーメーションが今後人口減少による自治体の課題解決の鍵を握っており、新たなデジタル手法や技術を、行政を含めたあらゆる産業や社会生活にも取り入れ、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指すというものが行政のデジタル化社会、いわゆるSociety5.0社会の実現と考えております。

次に、行政のデジタル化社会を実現するために、先進技術やデジタルツールを有効活用し、市民サービスの向上、業務の効率化、産業振興などあらゆる項目でDXを推進することがこれからの市の行政やまちづくりに待ったなしで求められていると考えております。まさにスピード感を持った、特にチャレンジが必要であると考えております。

そして、今後のまちづくりの具体的な方向性としましては、デジタルの活用により市民の皆様一人一人のニーズに合ったサービスを選択でき、職員が市民に寄り添いサポートすることで、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進め、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することが重要だと考えております。

今後、先ほど後藤議員も申されました、阿波市が策定しております第2次総合計画や第2次総合戦略に基づくまちづくりの一層の推進を図ることで、中・長期的な視点からDXやGXの具現化はもとより、SDGsの理念にも通ずる、心豊かで活力に満ちた、子どもから高齢者まで、市民一人一人が輝く「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」の実現に向け、市民の皆様と協同で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 町田副市長より答弁いただきました。ありがとうございます。

私たちが直面しております、少子・高齢化、人口減少という現状、そして新型コロナウイルス感染症という未曽有の危機、このようなかつてない困難な時代であるからこそスマート自治体への転換へ加速が必要であると考えます。

SDGsの目標達成に向けて限られた財源と人的資源をアフターコロナにおける新しい市民ニーズや少子・高齢化をはじめとする従来からの社会課題への対応に集中することで、本市の持続可能性を高め、市民の皆様が安心と幸せを実感できるまちづくりをしていく必要があります。また、そのような生き方の変化を求められています。

今後、さらなるDXの推進によりSociety5.0社会が実現されていく中で、誰一人取り残さない社会の実現に向け、市民の豊かな生活を持続可能なものにしていかなければなりません。

若い世代の人口流出が顕著になる中、本市が選ばれる町となれるように20年、30年 先を見据えた未来志向のまちづくりをお願いして、私のこの項の質問を終えたいと思いま す。

次の質問に移ります。

日常生活用具給付等事業についてです。

(パネルを示す)こちらのパネルは携帯型点字電子手帳ブレイルメモBM16、いわゆる点字器です。持ち主の方から聞いた話では、市場町時代に用具を給付していただいたもので、携帯とはいえ今はバッテリーも劣化し、コンセントに挿さないと使えない状態と聞きました。買い換えるにも高額で買えない、日常生活にも支障を来しているとも伺いました。

阿波市では障がい福祉計画が策定され、その中には日常生活用具給付等事業も今もなお 行われていますが、その実態についてまずは伺いたいと思います。

1点目の質問、情報、意思疎通支援用具の事業内容と実績状況はどのようになっているのか。この質問については、稲井健康福祉部長から答弁いただきたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 稲井健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(稲井誠司君) はばたき後藤議員の代表質問3問目、日常生活用具給付等事業についての1点目、情報・意思疎通支援用具の事業内容と実績状況はどのようにな

っているかについて答弁をさせていただきます。

日常生活用具給付等事業につきましては、障害者等に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的としております。

議員ご質問の情報・意思疎通支援用具の事業内容といたしましては、点字器、人工喉頭、その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する17種目の用具のうち障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付または貸与する事業となっております。

実績状況につきましては、令和元年度が給付件数8件で、給付額が90万400円、令和2年度が給付件数6件で、給付額が42万75円、令和3年度が給付件数2件で、給付額が28万3,000円となっております。今年度につきましては、11月末現在ではございますが、給付件数4件で給付額が37万4,545円となっておりまして、給付件数の多いものといたしましては人工喉頭(電動式)、視覚障害者ポータブルレコーダー(録音再生用)、視覚障害者用拡大読書器となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 稲井健康福祉部長から答弁いただきました。

日常生活用具給付等事業また情報・意思疎通支援用具の事業について詳細な説明をいただきました。実績については、直近3年の実績と本年度の数字をいただきました。多い年では8件、少ない年では2件と年度によって開きがありますが、私が見た事業計画の見込み量は令和2年度までは6件、令和3年度からは見込み量を9件と増やしております。前向きに事業が進んでいると理解しております。また、給付件数の多いものとして人工喉頭や視覚障害者ポータブルレコーダー、視覚障害用拡大読書器となっていることが答弁から分かりました。実績だけを見るとそれほど多くない件数であると読み取れました。

そこで再問の2点目として、本市ではこの支援制度が視覚障害と聴覚障害の両方に該当 しないと受けられないが、条件緩和は検討されているのか。この答弁についても稲井健康 福祉部長、続けてお願いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 稲井健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(稲井誠司君) はばたき後藤議員の代表質問の3問目、日常生活用具給付等事業についての再問、本市ではこの支援制度が視覚障害と聴覚障害の両方に該当しな

いと受けられないが、条件緩和について検討されているのかについてご答弁させていただ きます。

議員ご質問の視覚障害と聴覚障害の両方に該当しないと受けられない情報・意思疎通支援用具といたしましては、文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができる点字ディスプレーであり、対象者として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の障害者であって必要と認められる者となっております。

議員ご質問の用具の対象者条件につきましては、県内市町村の状況も十分に調査し、研究をしてまいりたいと考えております。

今後も障害者福祉サービスの充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

やはり視覚障害と聴覚障害の両方に該当しないと受けられないとの答弁でした。

私も他の市町村の状況を調べてみました。お隣の美馬市ではどちらか一方の障害で条件を満たして給付を受けられるということをお聞きしました。自治体によってばらつきがあるようです。1点目の答弁で17種目の用具も、自治体によっては17種目を超えるところもあるようです。

この障害者福祉サービスのさらなる向上について、また検討していただければと思います。限られた財源です。皆さんにサービスが行き届くのがベストですが、まずは一人でも多くの方がこのサービスを受けれるよう重ねてお願いいたします。

次の質問に移ります。

新ごみ処理施設についてです。

公共工事増額が毎日のように聞かれる昨今、阿波市と上板町、板野町の1市2町で構成される中央広域環境施設組合も例外ではありません。11月3日の徳島新聞では、35億1,000万円の増額と出ていました。他の自治体では、増額の要因について資材単価や物価の上昇の数値を細かく挙げているところもありました。

そこで私の知る範囲で増額要因も含めて表にまとめてみました。それがこちらのパネルです。 (パネルを示す)

ご覧のように、当初38億5,000万円だったものが今回増額分35億1,000万円を含めて73億6,000万円となっております。

増額要因については、1、固形燃料の成形機の追加、2、高性能な選別機の追加、3、排水設備、外構工事や太陽光パネルの追加、4、ウクライナ情勢や円安による資材や人件費の高騰が挙げられます。増額の金額安いお金ではありません。

この組合の管理責任者である市長には、阿波市民はもとより上板町、板野町の住民にも説明責任があるのではないでしょうか。近隣の広域ごみ処理施設整備事業では、迷走した上に脱退、単独事業に方向転換、こんなところもあるようです。

しかし、広域でする事業です。迷子にならないようにしっかり手を取り合うことが必要ではないでしょうか。市民にそして大切なパートナーに情報共有をお願いいたします。

そこで2点の質問をいたします。

まず1点目、建設費の増額35億円について、その内容について具体的にお示し願いたいと思います。

2点目として、阿波市としての負担金は幾らになるのか。この質問については、先ほど も言いましたが、組合の管理責任者の市長に答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 藤井市長。
- ○市長(藤井正助君) はばたき後藤議員の代表質問4問目、新ごみ処理施設について、 2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の建設費の増額35億円について、その内容について具体的にお示し願い たいについてでございます。

まず初めに、令和2年第4回阿波市議会定例会の一般質問に対しまして答弁いたしました想定建設事業費につきましてご説明をさせていただきます。

想定建設事業費約38億5,000万円につきましては、令和元年度、新ごみ処理施設整備基本構想の策定に当たり、建設予定地も定まっていない状況のもと、処理方式や事業手法を検討するため、過去の全国事例などを参考に概略的に試算したものでございまして、今年度お示しした設計金額約73億6,000万円と同等に比較することは難しいと考えております。

今年度お示しした新ごみ処理施設建設に係る設計金額73億6,000万円につきましては、本市阿波町東長峰を建設予定地として、必要なごみ処理能力に基づき、施設の基礎を含めた建築物、ごみ収集車の受入れから始まり、ごみの選別、処理、処理後の固形燃料の製品化に至るまでのプラント設備など、実際の運用に必要な具体の施設を計画し、費用を見積り、算出したものでございます。

特に、令和元年度の基本構想策定以降、施設計画を具体化していく過程で固形燃料の輸送費用削減や付加価値増加を図り、市場への安定供給を確保するため導入を決定した固形燃料の成形機や高性能な選別機の追加。さらには周辺自治会への説明過程で生じた排水設備、外構工事や太陽光パネルの追加、さらに想定外でありますウクライナ情勢や円安による資材や人件費の大幅な高騰などによりまして、設計金額が73億6,000万円となり、令和2年の本市議会定例会で答弁した想定建設事業費との差が結果として約35億円になったものと考えております。

続きまして、2点目いただいております、阿波市としての負担金は幾らになるかについてでございます。

新ごみ処理施設の設計金額73億6,000万円の約2年間での財源内訳といたしましては、建設段階におきまして約22億1,000万円が国からの交付金、約45億3,00万円が地方債、約6億2,000万円が一般財源と見込んでいるところでございます。

建設段階における一般財源の約6億2,000万円につきましては、本市と板野町、上板町の1市2町で負担することとなりまして、阿波市の負担割合は約60%と見込んでいるところでございます。

新ごみ処理施設は、市民の皆様の日常生活に最も密着した重要な施設でありますので、 今後におきましても事業の推進に、誠心誠意、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 後藤修君。
- ○8番(後藤 修君) 市長より答弁いただきました。ありがとうございます。

1点目の答弁では、当初の38億5,000万円については概略的な算出であった、具体的に算出した結果約35億の増額となったとの答弁でした。また、パネルに書かれていない要因についても詳しく説明いただきました。

2点目の答弁では、阿波市の負担金が約60%で、国からの交付金約22億1,000 万円や地方債約45億3,000万円を見込んでいることも分かりました。

財源の内訳についても詳しく答弁していただきました。ありがとうございます。

昨日も、北海道新幹線当初の計画より4割近く、6,400億円余り増加の見込みとの ニュースがありました。時間がたつにつれてコストアップするのが現状ではないでしょう か。今後においても、市民の皆様のご理解を得られながら、スピード感を持ってこの事業 を進めていただければと思います。

新ごみ処理施設については、午後からも吉田稔議員から質問があると伺っています。ここでバトンタッチをして、今回の私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長(笠井一司君) これで、はばたき後藤修君の代表質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 午前11時38分 休憩 午後 1時00分 再開

○議長(笠井一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告させていただきます。

本日午前の代表質問で志政クラブ松村幸治君の発言の中に一部不穏当と認められる部分がありましたので、後刻会議録を調査の上、措置することといたします。

次に、阿波みらい吉田稔君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい吉田稔君。

○16番(吉田 稔君) それでは、議長の許可をいただきましたので、阿波みらいを代表して吉田稔、質問をさせていただきます。

私は、第1点目に新ごみ処理施設整備事業についてということで質問してございます。 午前中、後藤議員のほうから新ごみ処理施設についてということで代表質問もございましたので、かぶるところもあるかと思いますが、阿波市にとっては最重要課題の一つでございますので、私なりに質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目、令和2年度に示した新ごみ処理施設の建設費約38.5億円、税込みでございますが、現在の設計金額は73.6億円、税込み、となっております。価格差が1.91倍という違いができておりますが、なぜかということでございます。

大まかな試算はコンサル会社がしたそうでございますが、先日も徳島新聞で県内の市町村や事務組合の公共事業費が4割、5割増額になってるというところが徳島新聞に出ておりました。その中で阿波市が建設しようとしております処理施設の事業費が当初よりか1.91倍ということで一番増額幅が大きくなっております。よそ並みだったら私も質問しなかったんでございますが、他の市町村に比べて値上がり幅が1.91倍というので、ちょっと目につきました。市民からも、最初の市民や周辺対策の自治会に示した価格と大分違うなということを私も聞かれますので、理事者側の説明を求めます。

それから2点目に、令和7年8月1日から、これは事業が運転してからのことでございますが、20年間の運営業務経費として約99億円、税込みでございます、を予定しておりますが、主な内容について説明していただきたい。年間にしたら5億円近くになりますので、かなりな費用になります。ごみ収集業務も入っているのかどうか、これはまた別の市町が出すのか、そのあたりを含めて答弁願います。

- ○議長(笠井一司君) 木下副市長。
- ○副市長(木下修一君) 阿波みらい吉田議員の代表質問1問目、新ごみ処理施設整備事業について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の令和2年度に示した建設費約38億5,000万円、現在の設計金額約73億6,000万円の価格差が倍近くになっているがなぜかと、コンサル会社による当初の見通しが甘かったのではないかについてでございます。

先ほどの後藤議員の代表質問に対する答弁の繰り返しとなる部分もございますが、令和 2年の阿波市議会定例会でお示しした想定建設事業費約38億5,000万円につきましては、令和元年度、新ごみ処理施設整備基本構想の策定に当たり、建設予定地も定まっていない状況のもと、過去の全国事例などを参考に概略的に試算したものであり、設計金額約73億6,000万円と同等に比較することは難しいと考えております。

現在の設計金額につきましては、本市阿波町東長峰を建設予定地といたしまして、必要なごみ処理能力に基づき、施設の基礎を含めた建築物、ごみ収集車の受入れからごみの選別、処理、処理後の固形燃料の製品化に至るまでのプラント設備などの費用を見積り、算出したものであります。

特に施設計画を具体化していく過程で市場の安定供給を確保するため導入を決定した固 形燃料の成形機や高性能な選別機の追加、周辺自治会への説明過程で生じた排水設備、外 構工事、太陽光パネルの追加、さらに想定外であります資材や人件費の大幅な高騰などに より設計金額が約73億6,000万円となったものでございます。

コンサルタント会社による当初の見通しが甘かったのではとのご質問ではございますが、基本構想において処理方式、事業手法を検討するため概略的に建設事業費を試算したものであり、基本構想策定以降、施設の追加や想定外の人件費、資材費の大幅な高騰を勘案しますと、当時のコンサルタントの見通しが甘かったとは一概には言えないというふうに考えております。

続きまして、2点目、令和7年8月1日から20年間の運営業務経費として約99億円

を予定してるが、主な内容について、ごみ収集業務も入っているのかについてでございます。

運営業務経費につきましては、令和7年8月1日から令和27年7月31日までの20 年間の運営に係る経費であります。

主な業務内容といたしましては、新ごみ処理施設を運転し搬入される一般廃棄物を適切に処理するとともに、経済的な運転に努める運転管理業務、その運転管理業務を実施するため必要な施設の点検、検査、補修などを行う施設の維持管理業務、排水、悪臭、騒音などについて環境保全関係法令に基づき環境保全基準を定め、遵守し、運営、維持管理を行う環境管理業務などでございます。

また、ごみ収集業務につきましては、これまでどおり本市、板野町、上板町の1市2町で個別にごみ収集を行い、新ごみ処理施設に搬入することとなりますので、今回の運営業務経費約99億円には含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 吉田稔君。
- ○16番(吉田 稔君) 今、木下副市長から答弁いただきましたが、地元の要望も含めた新たな事業展開もしなければいけないということと、円安、それからウクライナ情勢によって資材が相当高騰して、やむを得なかったんじゃないかなという答弁でございました。

ただ、コンサル業者も当初38.5億円ぐらいかかるだろうという説明があって、理事者側もそれを我々議会なり地域の周辺対策の方々に説明したんだろうと思いますが、新たに付け加える事業として、ごみ処理をしたものを固形化する事業、それから金属類が入ってはいけないので選別する機械も要るということで、そういったことが途中から追加になっております。

ところが、平成21年度に会計検査院から、全国のごみ処理場の一般ごみを乾燥して燃料化して、それを製紙会社なりセメント会社、あるいは電力会社に売っているところを検査した報告書が出ております。全国で20道県で48の事業主体が、これは一般ごみを乾燥して固形燃料にしてある箇所でございますが、50施設を検査したそうでございます。

それは三豊のセンターとか我々が取り組もうとするごみの資源化でも手段が違いまして、石油類や液化天然ガスで一般ごみを乾燥して燃料化してるそうでございます。50施設それぞれ皆、固形燃料化、いわゆるペレット化をしております。50施設の処理能力が

3,043トン、1日の処理量でございます。整備事業費が1,608億円という報告が出ております。大体トン当たり5,000万円前後の評価でございます。それは火力乾燥してペレット化して焼却組合、事務組合から出していくと。利用者は紙のパルプ工場、セメント工場、それから発電している業者らしいんでございますが、それがざっくりトン当たり5,000万円くらいでございます。

今回我々の処理は、1日70トンを処理するという見込みでございますので、それからしたら35億円、税込みの38.5億円になるのかな、そういった資料を基にコンサルも試算したんではないかなと思っております。会計検査院の報告事項では、資源化するのはいいことなんですが、ペレット化、固形燃料化して出荷しないと利用者が石炭に混ぜて使うのに使いにくいと。それから、輸送費が固形燃料でないと、単なる堆肥化して乾燥化したものでございますので、何倍もかさが増えて運送費が高くなるということで、やはり固形燃料にすべきだというような指摘がございます。国の会計検査院が全国50施設を検査したところ、全て固形燃料化しておりました。ばらでは出荷してないというところでございます。この辺が、当初の我々の試算をしてくれたコンサル会社に、固形燃料化するということが落ちていたのでないかなという気がいたしております。

この発酵乾燥方式っていうのは三豊市が全国で第1号、我々がもしも成功すれば第2号となります。固形燃料化というのは、もう全国で、国が検査しただけで取りあえずは50か所、だから現実にはそれ以上あるようでございます、北海道から九州まで。四国では愛媛県、高知県にも固形燃料化する施設があるようでございます。これは、石油類が値上がりしている、液化天然ガスも値上がりしていますので、かなり単価は上がるようでございます。我々の目指すところは微生物による乾燥方式でございますので、資材としては安く作れるんではないかなと思っております。燃やせばただのごみでございますが、我々が目指すのはそれを資源化して再利用しようということで、環境に優しいこれからの目指す方向に合致してるんでないかなと思いますが、あまりにもざっくりコンサル会社が概算を発表したもんですから、それを受けて各市町もそれぐらいかかるんだろうなということで出したと思うんですが、固形化する設備がコンサル会社に当初抜けていたんじゃないかなと。コンサル会社によれば、そういう設備をしないと国の補助が下りないということで我々説明があったんでございますが、会計検査院の指摘では、既に固形燃料化しないと納入先、販売先がないということは平成21年度に指摘もされております。ということで、コンサル会社による提案もある程度は精査する必要があるんでないかなと、それは理事者

に求めておきたいと思います。

それから、新ごみ処理場は、今、民間委託業者を入札公告を出して募集しております。一足先に吉野川市が、ストーカ式の焼却炉でございますが、民間委託業者、我々と同じく設計、施工、それから管理運営まで一括で任す業者を募集しました。1者しかなかったということで予定価格に対して99.9何%ということで、もうほとんど満額に近い額で入札しております。それで決定したようでございますが、こういったことは我々も素人でございますので、複数の業者が入札に応募していただければ適正な価格に落ち着くんだろうと思います。できたら1者だけでなしに何社か応募してもらうような運営努力は理事者側もしていただけたらと思います。そうしないと、また1者だったら満額近い額でお願いせないかんようになるのかも分かりません。そういったところを一番心配しておりますので、理事者、まだ公募中でございますので、その辺ひとつ考えていただきたいと要望しておきます。

続きまして、質問事項の3点目、落札者を決める事業者選定委員会には有識者を含んでいるのか。それから、4番目、ごみ固形燃料、RDFと言っておりますが、納入先の見通しは立ったのか。

三豊の資源循環センターちゅうか、処理センターに我々も視察に行きましたが、場長の話では、やっぱり固形燃料の売り先が安定して長期間納入していただけたちゅうのが一番の課題であったということを申しておりました。三豊市は近隣に大きな製紙工場がありますので、そこへ市のほうが仲介して長期買入れしてくれるという契約書がまけたということで安心して稼働しておりますが、場長は、他の市町村でこれを行う場合は安定したごみ固形燃料の搬入先、これが一番大事だということを言われておりました。

それで、先ほどの会計検査院の平成21年度の検査報告でも、検査した全国の50施設の中で休止しているRDF、固形燃料を作っているごみ処理場があるということでございます。それは当初納入先があるということで工事は終わって稼働したんでございますが、搬出先が他県でもかなり遠い他県の販売先になったもので、運送賃が予想以上にかかったと。有償でなしに逆有償ってことで、途中からお金を出して消費してもらうようなことになって、当初計画と違って高くなり過ぎるということで今その固形燃料化施設は休止しているそうでございます。ほな、その町のごみはどういうに処分してるかというと、近隣の焼却施設、いわゆるストーカ方式の組合にお願いして、後から加入して処分しているというような例もあるということを会計検査院が指摘しております。いかに固形燃料の搬出

先、安定して20年取っていただけるところがあるかっちゅうのが肝腎で、それが成立しないと今まで積み上げてきたものが全部崩れてしまいます。

今まで議員が何人か、ごみ固形燃料の納入先、見通しは立ったのかということで質問してございますが、理事者のほうは鋭意何件も当たっているという答弁でございました。もうここらでかなり確かなものにしないと、今まで積み上げてきたものがまた振出しに戻って別のごみ処理方式に変えなければいけないというような大変なことになっておりますので、その辺も含めて理事者にご答弁願います。

- ○議長(笠井一司君) 木下副市長。
- ○副市長(木下修一君) 吉田議員の代表質問1問目の再問、2点につきまして順次答弁 させていただきます。

まず、1点目、落札者を決める事業者選定委員会には有識者を含んでいるのかについて でございます。

新ごみ処理施設整備運営事業の落札者決定に当たりましては、新ごみ処理施設整備運営事業に係る事業者選定委員会で審査を実施し、その結果を受けて中央広域環境施設組合が落札者を決定することとなります。この事業者選定委員会には、学識経験者といたしまして大学より環境防災分野の有識者、応用微生物学の有識者、各1名に加わっていただいており、1市2町の行政機関の4名を加えた6名で構成しております。

続きまして、2点目、ごみ固形燃料の納入先の見通しは立ったのかについてでございます。

新ごみ処理施設における固形燃料の納入先についてでございますが、令和3年度、中央 広域環境施設組合におきまして実施した検討業務の中で、新ごみ処理施設で製品化する固 形燃料の販路につきまして複数の企業訪問により調査を行いましたところ、固形燃料は受 入れ可能であるとの回答をいただいたところでございます。議員のおっしゃるとおり、新 ごみ処理施設の稼働におきましては、固形燃料の確実な納入先を確保することは安定的な 施設運営に不可欠であると考えておりますので、引き続き固形燃料の納入先の確保につき ましては取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 吉田稔君。
- ○16番(吉田 稔君) 今、木下副市長のほうから答弁いただきました。

事業者選定委員会には専門家を2人入れているということでございます。大学に勤務し

ておられる専門職だそうでございますが、やっぱりこういったふだん我々が扱わないごみ 処理でございますので、専門家は複数入れないとなかなか後で後悔するようになることも ございます。それから、コンサル会社が立てた設計書を精査できるぐらいの専門員にも入ってもらいたいというようなことは感じます。木下副市長も、県の県土整備部の副部長を 3月までされておりましたので、設計書とか見積書はまだかなり詳しい方だと思います。 専門職が半分くらいある方じゃないかと思っております。ひとつ企業提案された設計計画 書を選定委員会で十分精査できるようなメンバーをそろえていただきたい。まだ追加で必要なら専門職をもっと選定委員会に入れてもいいんじゃないかなと思いますので、その点 ひとつ提案書を精査できるぐらいの選定委員会に、まだ時期もございます。来年の1月に 事業者を決めるようでございますので、そういったその道の専門家が足らんようでしたら 追加して精査していただきたい。金額が運営費でも99億円、それから設計、施工金額も 73.6億円ということで百七十何億円の大きな事業でございますので、業者とかコンサルの言うままでなしに、それを精査できるぐらいの選定委員会のメンバーをこしらえて審査していただけたらと思います。

それから、ごみの固形燃料の納入先、鋭意当たってこられたそうですが、かなりめどは立っているというようなお話をいただいております。ただ、契約前でございますので、当たってる業者の名前はまだ言えないということでございました。ごもっともだと思います。それも会計検査院の全国50か所の一般ごみの固形燃料の搬入先を調査している資料を見ますと、有償で取っていただいております製紙会社とかセメント会社があるそうでございますが、逆有償でこちらからお金を出さないと処分してくれないという業者も多数あるようでございますので、その辺はひとつ相手先を十分慎重に選んでいただきたいと思います。

これもしも、我々が目指すコンポスト方式の処理場でございますが、固形燃料化をしていないと、納入先、受入れの会社が固形燃料を作らないと石炭と混ぜて投入できないということで、かなり高くなるところでございまして、そういう心配があるということで会計検査院のほうはごみ組合のほうで固形燃料化して出すべきものということで、これは環境省にも指摘したそうでございますし、ごみの処分施設を更新する場合の市町村にも今後の失敗がないようにということで一般に公表している会計検査院の報告でございます。

我々の組合としては、途中からペレット化が必要だということで追加したってことで、 固形燃料の成形機が約1億円、塩素濃度を低くする選別機、金属類も抜ける、ビニール類 も抜けるということだと思いますが、3億円の追加、それから地盤改良、外構工事などで 6億円が、約でございますが、追加してございます。前回、質問をごみ問題でしたときに 豪雨対策をしなければいけないのでないかということで、やっぱり調整池が必要なんじゃ ないかってことも、私も提案しました。そういったことも入っているようでございますの で、やむを得ない追加というのもあると思いますが、こういったことで固形燃料を成形す る設備、選別機がコンサルの提案事項から抜けていたっていうのは、私もどうしたのかな ということで思っております。

ということで、コンサル会社が見積りしたのを審査する委員会というのはしっかりした ものじゃないと、専門的な分野でございますので、理事者側もそういう専門職2人で足ら なければまた増やすというぐらいのことがあってもよいのでないかなと思っております。 そういうことで、新ごみ処理施設整備事業についての質問は終わらせていただきます。

2番目に、過疎対策事業について質問をいたしております。

阿波市は、過疎地域の指定は今回初めて市場町が該当されるものになりました。まさか そこまで人口が急激に減っているということは私も知りませんでしたが、国勢調査による 人口減、何割以上というのがあるそうでございますが、それに該当したということでござ います。

私は、本年の阿波市議会第1回定例会において、今年度より国からの過疎指定を受けた市場町について一般質問をいたしております。その過疎指定は2020年、令和2年の国勢調査を受け、総務省が過疎地域持続的発展支援特別措置法、いわゆる過疎法に基づき決定したものであり、人口減少が主な要因であります。ので、視点を変えれば素直に喜んでいられるところでもございません。しかしながら、令和4年度より総務省が人口減少率や財政力から指定する過疎自治体が全国の自治体の半分を超えるようになりました。過疎指定を受けた市場町には様々な財政支援措置があり、代表的なものとして借入金の元利償還金の70%が後年度に普通交付税で措置される過疎債であります。また、国の補助金の補助率のかさ上げもあると聞いております。

そこで質問に入ります。

今年度も9か月を経過しようとしており、対策事業の実施もしているかと思います。

そこで、今年度、国からの過疎指定を受けた市場町における対策事業の運用状況について、坂東企画総務部長にお尋ねいたします。

○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。

○企画総務部長(坂東孝一君) 阿波みらい吉田議員の代表質問2問目、過疎対策事業についての1点目、今年度、国から過疎指定を受けた市場町における対策事業の運用状況について答弁をさせていただきます。

本市の市場町については、本年4月1日に過疎地域に指定され、官報で告示されました。このことを受け、過疎地域の持続的発展のための財政支援措置を受けるため、第2回定例会におきまして過疎地域持続的発展計画をご承認いただくとともに、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、地域活性化に向けた取組を進めているところでございます。

過疎地域持続的発展計画の計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間で、今年度に実施している事業として、ハード事業では(仮称)阿波スマートインターチェンジ建設に伴う市道改良事業や道路新設改良事業、県営土地改良事業負担金など、総事業費2億6,000万円余りの事業を進めております。ソフト事業では40歳以下の方が市内で住宅を取得した費用の一部を支援する阿波市で暮らそう!!住宅購入補助金、自治会の育成や運営のための自治会育成振興費交付事業、阿波シティマラソン事業など、総事業費約3,700万円を予定しております。

これらの事業の財源といたしましては過疎対策事業債があり、その元利償還額の70% が後年度、普通交付税に算入される有利な地方債となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 吉田稔君。
- ○16番(吉田 稔君) ありがとうございました。

令和4年度、3億円の事業費を用いてハード、ソフトにやっているということでございます。取りあえず、大きな阿波市の課題でございますスマートインターチェンジの取り合いの市道の改良事業に多くを費やしておるようでございます。また、ソフト事業でも3,700万円ということを予定しているようでございます。

過疎指定を受けた年次からということで、取りあえず4か年ということでこの事業を進めておるようでございますが、今後どのように、残り今年含めて4か年やっていきたいのか、もう少し具体的に副市長、答弁いただきたいと思います。

- ○議長(笠井一司君) 町田副市長。
- ○副市長(町田寿人君) 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目の再問、今後の過疎対 策事業の運用について答弁させていただきます。

国や県は合併する市町村を支援するため、合併特例債をはじめとする手厚い財政支援を 行っており、本市においてもケーブルテレビ整備事業、新庁舎及び交流防災拠点施設アエルワ、幼保連携型認定こども園、幹線道路の整備、それに合併特例債を活用いたしまして、合併後の4町の一体化の速やかな確立や均衡ある発展のための公共施設整備などに有効活用をしてまいりました。

また、議員も言われましたように、今年度から新たに活用ができるようになった過疎対 策事業債の対象事業についても産業振興施設、交通通信施設、教育文化施設といった幅広 い施設整備が可能となっております。

現在、過疎地域持続的発展計画において土地改良事業、観光及びレクリエーション施設、加えて林道や市道の整備、学校や公民館、体育施設の整備などを計画しており、過疎地域の市町村は非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進することが求められております。

これら合併特例債、過疎対策事業債につきましては、後年度、議員も言われましたように、普通交付税措置のある有利な地方債ではございますが、地方債ごとに目的や対象となる事業に違いがあります。このことから、今後の市場町内での取組事業につきましては、その事業の目的や内容に応じて合併特例債、過疎対策事業債などを効率的、効果的に組み合わせまして地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 吉田稔君。
- ○16番(吉田 稔君) ありがとうございました。

ソフト事業、ハード事業にも活用できる借入金の元利償還金の70%が後年度に交付税 措置される過疎債であります。現在、令和5年度の当初予算の編成中であろうかと思いま すが、過疎指定の有利性を十分に生かしながら計画的、効果的に活用していただきたい。

それから、過疎に悩んでいる市場町にとって、それが活力のある町になるように有効活用していただきたいと思います。市場町の発展は、阿波市の発展そのものでございますので、ひとつ地域の要望もくみ上げながら合併特例債と過疎債を併せて有効活用していただきたいと要望しておきます。

それから、最後の質問でございます。

市道の自歩道整備についてということで、建設部長と市長に質問いたしております。 阿波市のちょうど南北の中間でございますが、東西に走っている市道中央東西線の自歩 道整備について阿波町林地区への着工がまだでございますので、見通しは立っているのか どうか質問いたしたいと思います。

もうこれは阿波町の時代に着工して二十数年、今までたつと思います。なかなか7キロメートル足らずの距離でございますが、完了が望めておりません。大体、年数で割ったら年間150メートル程度しか自歩道ができておりません。その間に阿波西高校生が下校途中で車にはねられて、自転車ごとはねられて1人亡くなっております。

この道路の自歩道は、阿波中学生、それから高校生が一番よく通っている道路でございます。また、林地区では小学生も通るんでございますが、もう学校のほうからしたら裏道を通って中央東西線を横切るようにということで、中央東西線の側路は通らないような指導をしております。尊い犠牲者が1人、高校生で亡くなっております。本人も無念であっただろうし、家族も非常に無念であろうかと思います。それから年数もかなりたちました。2人の犠牲者が出ては大変なことになります。もうそろそろ完了してもいい時期だと思いますが、今後の予定はどのようになっておりますか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長(笠井一司君) 高田建設部長。

○建設部長(高田敬二君) 阿波みらい吉田議員の代表質問の3問目、市道の自歩道整備についての1点目、市道中央東西線の自歩道整備について、阿波町林地区への着工の見通 しはいつ頃かのご質問に答弁させていただきます。

本市では、道路を利用する方の安全・安心を確保するため、社会資本整備総合交付金事業や交通安全対策事業など、国の有利な財源を活用し道路環境整備を積極的に実施しております。

議員お話しの市道中央東西線は、阿波町を東西に走る幹線道路で通学路でもあることから、平成6年度から中学生、高校生の自転車通学や小学生の徒歩通学及び一般の歩行者の 交通事故防止と安全な通行空間の確保を図るため、国の社会資本整備総合交付金事業を活 用し自転車歩行者道、いわゆる自歩道の整備を計画的に進めております。

現時点での進捗状況を申し上げますと、久勝地区では計画延長3,320メートルのうち3,224メートルの整備が完了する見込みで進捗率は約97%、伊沢地区では計画延長1,168メートルのうち1,114メートルの整備が完了する見込みで進捗率は約95%となります。一方で、事業着手から28年が経過し、一部の区間では用地買収には至っておらず、未整備のままの区間も存在していることから、引き続き早期の未整備区間解消に向け、用地関係者に事業にご協力いただけるよう粘り強く交渉を継続してまいりたい

と考えております。

議員ご質問の市道中央東西線の阿波町林地区の見通しについてですが、現在進めている 久勝、伊沢地区の整備を踏まえ、林地区におきましても必要性を含め検討してまいりたい と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(笠井一司君) 吉田稔君。

○16番(吉田 稔君) 部長から答弁いただきました。総延長7キロメートル足らずでございますが、もう事業着手から28年が経過しております。年間平均の進捗はメートル数でいうと150メートルあまりでございます。林地区がまだ2キロメートル丸々残っておりますので、まだこのままでいくと13年はかかるんじゃないかということでございます。

先ほど言いました高校生が亡くなったのも、亡くなった場所があと一年違えば自歩道ができていた場所でございます。自歩道を通行しているんでございますが、その切れたところを通行していて亡くなったと。1年後にはそこは自歩道が出来上がっている場所でもございました。非常に本人も親御さんも無念であろうと思います。もうこれは一生抱えていくんじゃないかなと思います。自歩道といえども中学生、高校生、林地区では小学生も通行したいところでございます。若いお子さんの命がかかっておりますので。我々大人になれば散歩道は自歩道があるところ、それから田畑の中の農道、あるいは堤防を利用して散歩をしておりますが、通学生はこの道、西から来るんは特にこれを通らないと、かなり裏道を迂回すると遠くなりますので、西から来る生徒はほとんどこの道を通っております。

これも市長の考え方次第でございますが、年間今までどおり百五十何メートルずつやっていくのか、市長が予算を、国の補助もあるので国から補助金をもっと確保しなければいけない大きな命題がありますが、市長次第であと十三、四年かかるところを何分の1かに切り上げて完了することができるんじゃないかなと思います。

どうか通学生の安全が一番でございます。私どもはこんな危ないところは歩きませんので、生徒は通らな仕方ないんで今歩道のないところは道路脇を通っとります。この頃、日が暮れるのが早くなりまして、暗がりでクラブ活動が終わってから西向いて自転車で連なって帰っとります。私もこれは危ないなと、ちょっと脇見したら当たってしまいますよね。そういう危険な状態で命をかけて中学生、高校生は通学しております。帰りは暗いので危ない、行きはまた通勤車がスピードアップしておりますので、ちょっと脇見したらそ

れも危ないということでございます。どうか通学生が命がけで通学するようなことのないように、安心して通学できるように早めてどなんぞ完了していただきたいと思います。

特に西の起点であります馬場地区から始点が東向いてありますので、今回新ごみ処理場の周辺対策地域にも3常会が入っております。周辺対策事業で自歩道の整備っていうのも地元から多分出てくるかと思いますが、どういった予算でもいいですから早く自歩道を仕上げて通学生が安心して登下校できるように市長に要望したいんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 藤井市長。
- ○市長(藤井正助君) 阿波みらい吉田議員の代表質問の3問目、市道の自歩道整備についての再問、予算を確保して早期完了することはできないかについて答弁させていただきます。

先ほど高田建設部長から市道中央東西線の自歩道の整備状況等について説明をさせていただきましたが、自歩道整備は道路を通学に利用する児童・生徒や歩行者の皆様の安全で安心な生活環境に欠かせない大変重要な事業であると認識しているところでございます。

今後も、市民の皆様に安全・安心はもとより、快適に道路を利用していただけるよう、 引き続き国、県と連携を密にしまして、有利な財源を活用できるよう積極的な予算確保に 努めまして、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜 りますようによろしくお願いします。

- ○議長(笠井一司君) 吉田稔君。
- ○16番(吉田 稔君) ありがとうございます。

予算の配分は市長次第でございますので、ひとつ中学生、高校生が安心して通学できますように、早く完了するように強く要望して代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(笠井一司君) これで、阿波みらい吉田稔君の代表質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 午後1時48分 休憩 午後1時59分 再開

○議長(笠井一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。藤本功男君。

〇10番(藤本功男君) 議席番号10番、はばたきの藤本功男です。よろしくお願いします。

さて、今回私の質問は、防災対策について、サニタリーボックスについて、性教育についての以上3点でございます。

国難と言われる自然災害から、いかにして住民の命を守るか、これは自治体に突きつけられた大きな課題であります。阿波市は、学校や公民館といった公共施設の耐震化にいち早く取り組んできました。また、学校における屋外多目的トイレの建設や避難所の環境整備、災害備蓄品等の確保など、災害に備えた施策を進めています。

ただ、気になることがありますが、それは指定避難所における備蓄物資の保管についてであります。阿波市には、学校や公民館などの指定避難所が33か所、福祉避難所が11か所あります。ある学校や住民から、子どもを預かり災害時には地域住民が避難してくる場所なのに、いざというときの備蓄物資がほとんどないので心配ですという声を聞きました。

そこで質問です。

災害備品の整備や保管状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

- ○議長(笠井一司君) 吉川危機管理局長。
- ○危機管理局長(吉川和宏君) 藤本議員の一般質問の1問目、防災対策についての1点目、災害備蓄品の整備や保管状況はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

本市では、阿波市地域防災計画に基づき、災害が起きたときの備えとして備蓄物資の整備を行っております。

災害備蓄品の整備につきましては、感染症対策とプライバシー保護の観点から、体育館等での居住スペースを確保するパーティション4,240枚やシェルター300張、グラウンド用のテント700張などの器材や空気の循環などの環境改善のためのスポットクーラー84台、発電機197台を整備しております。そのほかの生活物資である食料、アルファ化米1万950食や飲料水などの備蓄品につきましても計画的に進めており、飲料水や液体ミルクなどは保存期限に合わせてローリングストックにより更新しています。また、小・中学校には非常時に備えて全校児童・生徒及び教職員を賄える飲料水を常時保存しております。

次に、保管状況としては、食料備蓄品並びに発電機や石油ストーブ、毛布や敷マット、 簡易トイレやトイレ処理セット及びトイレットペーパーやマスクなどは指定避難所の拠点 である各町の防災倉庫や中学校に保管しております。パーティションやシェルター、テン トなどの器材は広い保管スペースの確保が必要であることから、現在は阿波支所敷地内の 阿波防災倉庫で一括管理しております。

今後、各施設管理者と連携し、保管場所が確保、管理できる避難所につきましては、各小学校区自主防災組織連合会等にもご協力をいただきながら、備蓄品を各避難所に分散配置できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 藤本功男君。
- ○10番(藤本功男君) 今の答弁で、阿波市地域防災計画に基づいて備蓄物資の整備を していることが分かりました。

この阿波市の保管といいますのは、いわゆる拠点方式であります。今の説明でもあったように、食料備蓄品、発電機、石油ストーブ、毛布や敷マット、簡易トイレなどは4町の防災倉庫や中学校、そしてパーティションやシェルター、テントなどは阿波支所にある阿波防災倉庫で一括管理していると。この方式は、効率的な管理がしやすい点においてメリットがあると思います。ただ、問題は、大きな災害時に避難所になっている小学校や公民館などへの輸送がスムーズにできるかどうかという点であります。ここはやはり最低限の分散配備が必要なのではないでしょうか。

今、小学校にあるのは、保存用の水と発電機とスポットクーラーが数台だけであります。先ほど学校や地域住民の不安の声を挙げましたが、急を要する災害時に最低限必要なもの、水や食料や毛布や簡易トイレなどは必須だと思います。特に大便や尿の処理など、生理現象への対応は待ったなしです。しかし、保管場所の問題があるようです。小学校では体育館に場所がありません。子どもの数は減ってきておりますが、空いている教室はほとんどないようです。今回、GIGAスクール構想により従来のパソコンルームは活用の可能性が出てきました。とにかくここは、危機管理課、教育委員会、学校がしっかり協議して保管場所を確保するということが急務なのではないでしょうか。

次に、再問として、備蓄物資の整備状況を市民へどのように周知しているのか、お尋ね いたします。

○議長(笠井一司君) 吉川危機管理局長。

○危機管理局長(吉川和宏君) 藤本議員の一般質問の1問目、防災対策についての再 問、市民への周知をどのようにしているのかについて答弁させていただきます。

市民の皆様への周知につきましては、阿波市防災フェスタや各種イベントで食料備蓄品や防災資機材などを展示しています。また、小・中学校、高等学校の出前授業や老人会などの各種団体、自治会の総会時等、依頼があった場合には防災講話を実施しており、備蓄物資についても紹介しているところです。加えて、各小学校区自主防災組織連合会の防災訓練時には保存期限が迫っている飲料水やアルファ化米を参加者の皆様に配布し、啓発に努めております。さらに、令和2年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,200万円を活用し整備した備蓄物資については、広報あわ4月号に掲載しております。

今後、本市における災害備蓄品の周知につきましては、保管場所の確保に努めるととも に、ホームページ等で掲載できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 藤本功男君。
- ○10番(藤本功男君) 先日も、議員仲間に備蓄品の保管状況について尋ねてみました。皆さん、拠点方式など大まかなことは知っておりましたが、どんなものをどこへ置いているのかについては知りませんでした。私たちがあまり知らないということは、市民の皆さんも同じではないでしょうか。

今、答弁であったように、広報や啓発はしているようでありますが、具体的な保管場所や物資の中身について、これは市民の皆さんには十分届いていないようであります。避難所と備蓄品はセットで周知する必要があります。お隣の美馬市や吉野川市などはホームページにおいて掲載をしております。保管場所、備蓄品の種類、数が示されております。こうすれば、一般市民も何がどこに保管されているのかが分かり、安心につながります。先ほどの答弁で、今後ホームページの掲載も進めていくと、あるいは保管場所の明示ということについても前向きな答弁をいただきました。ただ、ホームページは一部の人のアクセスに限られますので、これと同時に紙媒体による周知も検討したらいかがでしょうか。

そこで、(パネルを示す)これはハザードマップです。これ、各家庭に配っていただいております。このハザードマップは、災害の危険度を図示、地図に表していると同時に、各避難所がどこに、避難所の名前も災害対応の中身と同時に掲載しているんですね。これは非常によく分かりました。先ほど申しました災害備蓄品についても、これに主なものだ

けでも掲載すれば、一般市民の方はこれを通して避難所と備蓄品をセットで見ることができて安心につながる、そんな気もいたします。今後、どうぞまたご検討していただけたらと思います。

次に、再々問といたしまして、学校の防災対策について教育委員会にお尋ねいたしま す。

- ○議長(笠井一司君) 森友教育部長。
- ○教育部長(森友邦明君) 藤本議員の一般質問の1問目、防災対策についての再々問、 学校における防災対策について答弁させていただきます。

学校保健安全法第29条において、学校では危険等発生時対処要領を作成するものとされています。危険等発生時対処要領の災害安全領域部分が学校防災計画として位置づけられ、各小・中学校においてハザードマップ等を活用し、学校の立地場所や学区の災害特性を把握し、地域の実態に合わせて作成しています。

内容としては、災害発生時の対応を中心にして防災教育及び防災訓練、地域との連携等が記載されています。また、児童・生徒の発達段階に即して防災対応能力を身につけることが重要とされており、子どもたちが自らの命を守ることができるように休み時間に予告なしに避難訓練をするなど、実効性のあるものになるよう各校で工夫しています。小学校区ごとに自主防災組織の方々と合同での避難訓練にも参加している学校もあり、地域との連携も図っています。

施設面での対応としましては、校舎等の耐震化はもとより、学校施設の安全性向上に努めており、校舎等の大規模改修時に合わせて強化ガラスへの入替えやバスケットゴールの落下防止対策なども講じております。

また、災害時における子どもたちのための備蓄については関係機関と連携し取り組むとともに、学校における避難所運営に必要な備蓄についても随時進めてまいります。

なお、議員よりお話のありました防災へルメットの設置については、学校現場とも相談 しながら検討してまいりたいと考えております。

今後とも、学校防災計画に基づき、子どもたちが自らの命を守ることができるよう防災 教育に取り組むとともに、安全・安心な教育施設を目指し、学校と行政が連携し、ハー ド、ソフト両面での防災計画を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(笠井一司君) 藤本功男君。

○10番(藤本功男君) 学校についてですけども、学校の授業日は年間約200日、1日の学習、朝から夕方まで約9時間と計算しますと、365日全ての生活時間の約2割が学校で過ごしている時間となります。逆に言いますと、この時間子どもの命を預かるわけでございますから、大変、学校には危機管理が厳しく問われるということになります。

今の答弁で、学校は学校防災計画に沿いながら防災教育、防災訓練、地域との連携等進めていると。特に地域の連合の防災組織と一緒に参観日などで訓練をしているところもあります。また、先ほども申しましたが、阿波市の場合は学校の耐震化、これはただ単に耐震化だけではなくて大規模改修工事も一緒にして快適な学校生活を、特にトイレの改修等は非常に進みました。このようにハード、ソフト両面で防災対策をしていることは、皆さん周知のとおりでございます。

今回私、現場の声を聞いて、身を守る道具としてヘルメットの利用ができないのか検討をお願いしているところでございます。今までの訓練っていうのは、手で頭を押さえる、あるいはノートや本で頭を押さえながら避難するというのが今の実態であります。これでは、よく考えてみると実際の災害対応という面ではその効果があんまり見込めません。ヘルメットというのは、シンプルでいろいろな災害に対応できますし、絶えず訓練で運用するということをすれば非常に効果的な道具であることは確かであります。ただ、保管、運用、経費など、いろんな課題もありますので、今後、学校のニーズ等じっくりご検討いただいて、子どもの命を守る方法の一つとしてご協議いただけたらありがたいと思います。次に移ります。

(ごみ箱を示す) 今日は、こんなものを持ってまいりました。これは、ここにサニタリーボックスと書いておりますが、いわゆる汚物入れのことです。形は、これは円柱ですけども、大小いろんな形があります。

これに何を入れるかというと、いわゆる尿漏れパッドやおむつなどの汚物をこれに入れるということです。最近、男子トイレにこのサニタリーボックス、つまり汚物入れを置く自治体が増えてきているようであります。さきの小松島議会におきましても質問がありまして、検討していくということでありました。理由は、高齢化に伴いがん治療や排せつ障害などでパッドやおむつなどを身につけている人が増えてきているということであります。それと同時に、それの交換時に捨てる場所として男性トイレに汚物入れを置いてほしいというニーズが少しずつ今高まってきているというような記事も見ますし、情報も入ってきております。

そこで質問です。

男性トイレにおけるサニタリーボックス、汚物入れを置くことについて市のお考えをお 聞かせください。

- ○議長(笠井一司君) 坂東企画総務部長。
- ○企画総務部長(坂東孝一君) 藤本議員の一般質問2問目、サニタリーボックスについて、男性用トイレにおけるサニタリーボックス、汚物入れについて答弁をさせていただきます。

男性においても、加齢や病気によりやむを得ず尿漏れパッドを使用している方にとって、特に外出時にはその廃棄に苦慮しているのではないかと思われます。尿漏れパッド等の廃棄については、市役所など多目的トイレを設けている場合にはその中にサニタリーボックスを設置しておりますので、そちらの使用をお願いしたいと考えます。また、多目的トイレがない施設につきましては、今後管理面も含め、男性用トイレにサニタリーボックスが設置可能かどうか調査検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 藤本功男君。
- ○10番(藤本功男君) 男性高齢者に多発するのが、いわゆる前立腺肥大症です。私は その部分はまだクリアしているんですけども、でもやっぱり心配であります。

50歳男性で20から30%、80歳を超えますと80から90%の人がその危険性があると言われております。また、前立腺がんになる人は年間9万人を超えるという数字が上がっております。これらの人の悩みが尿漏れのようです。これの防止のためにパッドを着ける人が最近増えてきていると。確かに、私の近所の男性もこれなしには生活できないと言っております。

ところが、トイレに入ってもパッドを捨てる場所がありません。おむつについても同じです。最近、多目的トイレが確かに整備されてきております。ただ、まだ数は少ないですし、私あちこち多目的トイレをのぞいてきたんですが、汚物入れがないところもたくさんあります。そういう状況の中で、今日はこの汚物入れの話をしておりますが。今まで女性トイレには汚物入れを置いてあるのが自然でありました。当然、尿漏れパッドなどの利用もあることでしょう。今日急に男性トイレに汚物入れをといっても幾つかの課題がありますので、今ご答弁で検討等していただくということでありますので、確実にこれはニーズが高まってきます。どうかまたいろいろとご検討いただいて、対策をと思います。

なお、この汚物入れなんですけども、災害時、トイレの水が流せないときの対応として も意味のある道具であると言われております。災害対策として男性トイレに汚物入れを置 くというところもあるようです。そういうことで、今後どうかニーズあるいは効果も検証 しながら、ご検討いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に移ります。

今、私たちの周りは、性に関する情報があふれています。インターネットで性に関するキーワードを検索しますと、びっくりするような内容がいとも簡単に流れ出てきます。また、SNSを介しての性被害、セクハラ、性暴力などの事案も、マスコミ、新聞等を通して毎日のように入ってきております。後を絶たないということであります。このような中にあって、子どもたちがいかにして性と向き合い、被害をなくし、生きる力を身につけていくのかが問われています。

そこで質問です。

子どもたちを取り巻く性の課題とは何なのか、教育長にお尋ねいたします。

- ○議長(笠井一司君) 髙田教育長。
- ○教育長(髙田 稔君) 藤本議員の一般質問の3問目、学校における性教育についての 1点目、子どもたちを取り巻く性の課題とは何かについて答弁させていただきます。

今日、高度情報化社会などを背景としながら、性に関する意識や価値観は多様化するとともに、子どもたちにも様々な有害な情報が入りやすくなっています。氾濫する性情報には、著しく尊厳を踏みにじる性の犯罪や性暴力の問題など、多様な性について正しく理解することを妨げるものもあります。心身の発達についての正しい理解や人間尊重の精神のないゆがんだ知識や情報は、後々の性感染症や望まない妊娠等につながる危険性も秘めております。また、様々なアプリやSNSの普及によりコミュニケーションの幅が広がる一方で、出会い系サイトによる性被害に遭ったり、一般的な交流サイトからでも児童ポルノ被害に遭ったりするケースも発生しております。深刻な人権侵害である性被害のきっかけは、かつては出会い系サイトが主なものでしたが、最近ではSNS等に変化するなど、より身近な問題になっています。

このような状況から子どもたちを守るためには、子どもたちが自分自身を大切にする価値観に基づいて主体的に正しい情報を入手したり、信頼できる人に相談したりしながら自ら考え、判断し、適切に行動できる人に育てる必要があります。特に性に関しては、発達段階に応じて適切に自己決定できる力を身につける教育が必要だと考えております。そし

て、SNSに起因する性被害や性犯罪を防ぐためには、学校におけるSNSの正しい利用 に関する教育のほか、保護者と連携した情報モラル教育、また子どものインターネット利 用を見守る環境整備の普及啓発が大切だと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(笠井一司君) 藤本功男君。
- ○10番(藤本功男君) ちょっと小さいですけども、資料を準備しました。 (パネルを示す)

このグラフは、警察庁が発表している児童ポルノ事犯検挙件数、検挙人数、被害児童数の推移を経年のグラフに表したものです。若干のあれはありますけども、全体的には増えてきているというのがこのグラフを見ると分かります。

児童ポルノ事犯というのはどんなものかといいますと、児童が自らを撮影した画像に伴う被害、それから盗撮、児童売春、淫行行為、強制性交、強制わいせつなどがこの児童ポルノ事犯として上げられているということであります。

被害に遭った児童、いわゆる子どもたちの種別を見てみますと、高校生41.3%、中学生35.9%、小学生18.2%というふうな数字になっているということでございます。

内閣府の調査によりますと、2021年における10歳から17歳までのインターネットの利用率は95.8%、ゼロ歳から9歳においても64.0%となっているようです。いずれの年代も増加傾向にあると。これだけスマホ、パソコンが普及しますと、こういう数字が出るのもそうなのかなと思います。その中でもスマートフォンを用いたインターネットの利用状況を見てみますと、小学生の4割以上、中学生の8割以上がコミュニケーションのためにインターネットを利用しているということです。こういった状況からも、健全な対人関係をつくるスキルや情報を正しく処理する力が問われております。今、ご答弁でもありました。

さらに、答弁でもありましたが、氾濫する性情報は性感染症や望まない妊娠等につながる危険性を秘めている、また様々なアプリやSNSの普及における性被害など、子どもを取り巻く性の課題は私たちが想像してる以上に多様化しているということが分かります。このことに関して、学校も家庭も、もちろん教育委員会もだと思いますが、よく理解はされているんですね。しかし、現実がどんどんどんどん進んでいくために、この対策ということについては常々頭を悩ませているというのが現実ではないでしょうか。

そこで、再問といたしまして、この課題解決のためにどのような性教育を進めていくのか、お尋ねします。

- ○議長(笠井一司君) 髙田教育長。
- ○教育長(髙田 稔君) 藤本議員の一般質問の3問目の再問、課題解決のためにどのような性教育を進めていくのかについて答弁させていただきます。

学校における性教育は、学習指導要領に基づき児童・生徒が性に関して正しく理解し、 適切に行動が取れるようにすることを目的とし、体育、保健体育、特別活動をはじめ、学 校教育全体を通じて指導しております。指導に当たっては、発達段階を踏まえること、学 校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、計画性 を持って指導することとしております。

小学校4年生では、体の発育、発達について理解することの学習から始まり、中学校の保健分野では健康な生活と疾病の予防、エイズ等の感染症予防についても学習することになっております。また、中学校の特別活動においても、男女相互の理解と協力を学習することになっております。この人間尊重、男女相互の望ましい人間関係の在り方などの学習は、性に関する指導と関連を図ることが重要であり、心身の発達、発育の個人差にも留意し、適時適切な指導を行うこととしております。さらに、指導の効果を高めるために、養護教諭やスクールカウンセラーなどの助言や協力を得ながら指導することも大切だと考えております。また、SNS等に起因した性被害に遭わないようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育を行うとともに、家庭と連携しながらインターネット利用に関する親子ルールづくりやフィルタリングの普及啓発も重要であると考えております。

各学校では、発達段階や各校の実情に応じた性教育を実施しておりますが、中には助産師から命の貴さや自分の心と体を大事にすることを学んでいるところもあります。そのほか、インターネット上の有害情報に起因した性被害を知ることで適切な利用の仕方を身につけたり、性の多様性を理解することでそれぞれの個性や立場を尊重することの大切さを学んだりしております。

このように、自分自身を大切する価値観に基づき自己決定できる力を身につけること と、保護者と連携した情報モラル教育を今後も推進してまいります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(笠井一司君) 藤本功男君。
- ○10番(藤本功男君) ただいまの答弁で、学習指導要領に基づき学校教育全体を通じ

て指導する、指導に当たっては発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら計画性を持って指導しているということが分かりました。

ちょっと気になることがございます。 (資料を示す) これは皆さんご存じだと思いますが、学習指導要領です。小学校、中学校ともにありまして、これを基準にしながら教育は行われているということであります。

(パネルを示す)パネルを準備してるんですが、この学習指導の小学校5年理科にはこんな記述があります。人の受精に至る過程は取り扱わないということです。中学校の保健体育に入っていきますと、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精、妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとすると。この記述は、一般に歯止め規定というふうな呼び方で呼ばれております。ただ、学習指導要領というのは最低基準のラインでありますので、そこに各学校、いろんな工夫をしながら発展的に学習をしていくということで、先ほど教育長の答弁の中にもいろんな関係機関と連携しながら性教育の中身を進めているという答弁がありました。

これは皆さんも経験があるでしょうか、私もあります。子どもに、どうして赤ちゃんができるの、愛し合うということはどういうことなのですかという質問に出くわすことがあります。子どもは正直でありますから、疑問点は率直に問うわけであります。私たち大人、教師は、この質問に対して誠実に答える義務があると思います。しかし、なかなか戸惑いがありますのでね。

ただ、先ほどから申していますように、子どもを取り巻く性の現実から、妊娠の経過、 つまり性交を取り扱うことは避けて通れないのではないだろうかということで、今様々な 関係者や関係機関から、この規定、見直しが必要だという声が高まっております。

先ほど答弁にもございました、性教育は単に体の仕組みや受精や妊娠などを扱うだけではありません。答弁でもありましたが、人間尊重、男女相互の望ましい人間関係の在り方、つまりお互いの人権を大切にすることを基盤とする教育であります。さらに、命の貴さや自分の心や体を大事にすることを自己決定できる力を身につけることであるとお答えいただきました。

もう一つ資料なんですけど、(パネルを示す)ちょっと小さくてすみません、大体が。 これは、日本財団が昨年17歳から19歳の男女1,000人の意識調査をした資料で あります。質問は、学校での性教育で深めてほしかった内容ということであります。上位 だけ紹介しますと、恋愛や健康な性的関係に関する知識 4 0.9%、性的反応の仕組みや性交渉、いわゆるセックスに関する知識 3 7.6%、ジェンダー平等に関する知識 3 7.1%、性的虐待やデートレイプなど性にまつわる暴力や体の保全に関する知識 3 1.6%などです。これは、ある調査にすぎませんが、傾向としては非常に参考になる傾向ではないかなと思っております。

今まで、性に関わる分野では男性中心の価値観や家父長的な理念が大きな影響を及ぼしたと言われております。それが、いわゆるセクハラや性暴力などの形で表面化することも多々あったのではないだろうかということです。しかし、男女共同参画、ジェンダーギャップの解消、SDGsの世界的な推進など、国内外の動きによって女性の人間らしい生き方を守り、尊重しようという動きが広がってきております。さらには、セクハラや性暴力などの性犯罪被害を告白、共有する運動、いわゆるMeToo運動、LGBTの存在を支援する多様な性の認知、また最近では性や体、生殖に関することを自分で決めて守ることができる権利、いわゆるリプロダクティブヘルス・ライツということなんですけども、まさに人間の生き方の根本に関わる動きが世界的な潮流となって広がってるということです。そして、この性教育におきましても、これらのことを踏まえて包括的性教育ということが今叫ばれております。

最後に、以上のことから、子どもの置かれた現実を見据えて、子どもの生きる力につな がる性教育をしっかり前進させてほしいことを強く願いまして、私の質問を終わります。 ありがとうございました。

○議長(笠井一司君) これで、10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 午後2時46分 休憩 午後2時54分 再開

○議長(笠井一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。中野厚志君。

〇12番(中野厚志君) 議席番号12番、日本共産党中野厚志、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

1つ目は、農業についてです。

農業を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあります。新型コロナウイルス感染の広がりによる米や野菜の需要の減少、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした原油、穀物、肥料原料などの価格高騰と、深刻な事態が生まれています。こうした中、総合的な食料安全保障の確立が求められています。同時に、地域農業、農村を支援し支えることは国民生活に不可欠な食料供給における機能を持続可能にするとともに、その営みは国土、環境保全等の役割をも担う、まさに国の土台です。

世界的な食糧危機のもと、国内で食糧を増産し、先進国の中で最低水準となっている日本の食料自給率を向上、改善していくため、家族農業経営に対する支援強化が欠かせません。阿波市においても、農家支援のために阿波市がんばる農業者応援給付金というのが出されましたが、そこで質問します。

阿波市がんばる農業者応援給付金の申請状況はどうなっているのか。

- ○議長(笠井一司君) 岩野産業経済部長。
- ○産業経済部長(岩野竜文君) 中野議員の一般質問の1問目、農業についての1点目、 市のがんばる農業者応援給付金の申請状況はどうなっているのかについて答弁をさせてい ただきます。

阿波市がんばる農業者応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する 中、肥料や燃油などの価格高騰に直面している市内農業者の皆様を応援し、事業活動の維 持、継続につなげていただくことを目的として実施いたしました。

阿波市がんばる農業者応援給付金は、当初、申請の期間を令和4年9月1日から10月31日までの2か月間としておりましたが、さらに11月30日までの1か月間受付期間を延長させていただき、より多くの農業者の皆様が本事業を活用できるよう運用をさせていただきました。

議員ご質問の申請状況につきましては、給付の対象となる個人の農業経営者として想定 していた約2,000人のうち申請者は1,757人、また農業法人として想定していた 約60法人のうち申請数は49法人で、どちらも8割を超える申請率でございます。

なお、申請者の皆様への給付金支給につきましては、年内に全ての支払いが完了するよう事務を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 中野厚志君。
- ○12番(中野厚志君) 答弁いただきました。

8割以上の方が申請している、そして私の身の回りの農業をやってる方も、もう既に5万円もらったよっていった人もたくさんおられます。早く申請している方もおられます。この阿波市がんばる農業者応援給付金の5万円、いや10万円で、お米や野菜作りでの赤字分を十分補填することはできていないと思っています。農家はもっと欲しいと言っています。

9月議会でも言いましたが、この秋、収穫の米の価格が60キロ当たり1万円から1万 1,000円程度だったのに、生産費は1万5,000円以上と、全く採算が取れていません。その上に、気候変動やコロナ禍におけるロシアのウクライナ侵攻による小麦や食用油の値上がり、産業の空洞化をほっといた日本経済の弱さを露呈した円安などの影響で、燃油、家畜飼料、肥料原料、農業資材の高騰を招いています。このように苦しい状況に追い詰められている農家への支援はどうなっているのか、質問します。

高騰する燃油、家畜飼料、肥料原料に対する国や県の支援策はどうなっているのか、お答えください。

- ○議長(笠井一司君) 岩野産業経済部長。
- ○産業経済部長(岩野竜文君) 中野議員の一般質問の1問目、農業についての再問、高騰する燃油、家畜飼料、肥料原料に対する国、県の支援策はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス禍におけるウクライナ情勢に伴い、燃油、配合飼料、肥料原料などの価格が上昇しており、本市においても基幹産業である農業に大きな影響が出ているところです。このような中、国は物価高騰による農業経営への影響を緩和するため、状況に応じた支援策を講じております。まず、燃油の高騰による施設栽培などへの影響緩和を目的とした施設園芸等燃油価格高騰対策、次に配合飼料の高騰による畜産経営への影響緩和を目的とした飼料価格高騰緊急対策、さらに肥料価格高騰の影響を緩和し農業経営の安定化と持続可能な農業を推進することを目的とした肥料価格高騰対策等が国の事業として実施されております。加えて、県においても、国が実施する事業の上乗せとなる徳島県肥料価格高騰緊急対策事業や施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業が行われており、物価高騰に苦しむ農業者への支援に取り組んでいるところです。

本市といたしましては、国、県が実施する物価高騰対策事業について情報収集を行い、 農業者の皆様への支援体制を構築するとともに、本市独自の支援策を展開し、基幹産業で ある農業を力強く守り抜いてまいります。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 中野厚志君。
- ○12番(中野厚志君) 答弁いただきました。

国や県のいろんなものに対する支援策があるということは、よく分かりました。しか し、具体的にどれぐらいの援助をしてもらえるのか数字的なもんがまだはっきり見えない ので、この対策、施策で十分な補填ができるかどうか疑問に思っています。またこれから もよろしくお願いします。

これからの農業について、ある大学教授の2つの観点からの提言を言わせていただきます。

1つは国連が決議した家族農業10年です。

現在、持続可能な社会のために小規模家族経営の意義が見直されています。今、世界全体の農場数の9割以上が家族経営で、そこで全体の8割を超える農産物が生産されています。また、2へクタール未満の小規模経営が全体の経営数の85%を占めています。これまでの大規模化で効率がよくなるという捉え方が間違っていたという反省が出てきています。世界全体で見ると、水や土地、化石燃料等の資源の25%しか使っていない小規模農業が、食料生産の70%を担っていることが分かっています。逆に言えば、石油資源に依存している大規模農業は、資源の75%を使いながら30%の食料しか生産できていないのです。

2つ目は、農業経営の安定を支える制度と仕組みが必要ということです。

ヨーロッパの農家も、必ずしも農業の先行きに楽観はしてないと思いますが、自分の代でおしまいといった悲観は日本の中山間地域ほど流布していません。それは、価格、所得保障がきちんとなされているためだと思います。地域や農法にもよりますが、ヨーロッパの中山間地域では年間500万円近い補助金が受け取れます。それから、フランスやオランダなどで最近盛んなのが、生産者と消費者が直接つながる産消提携です。コロナ禍で安全な食べ物を安定的に買いたいという消費者の要求ともマッチして、爆発的に増えています。半年や1年の計画購入なので、農家は買手の数に合わせて生産、収穫ができ、作り過ぎや売れ残りを防ぐことができます。支払いは半年か1年の前払い方式なので、生産者にとってあらかじめ収入のめどが立ち、次の作付の資金になり、補助金もあるので、高収入とは言いませんが安心して農業経営ができるのです。日本でも似たような取組はあります。ぜひ広めていければと思います。

そして、今日の徳島新聞に、2面使って農業経営についていろんな方の意見が載っておりました。本市から選出されてます寺井県議さんも、たしかコメントを述べていたと思います。また参考になるかと思いますので、ご覧ください。

続きまして、阿波町中央東西線について。

先ほど、吉田議員のほうからも林地区の自歩道整備についてのお話がありました。以前私も、質問ではなくて個人的に建設課のほうへ林地区はいつ自歩道を整備してくれるんですかと質問したことがあります。そのときの回答は、久勝、伊沢地区が済んでからですというふうに言われました。今回、私は、久勝、伊沢地区の自歩道整備について質問させていただきます。

現在、今、県道志度山川線の工事が進んでいく過程で、志度山川線は市道中央東西線のどこを横切るのかと以前考えを巡らしたことがありました。計画図を見せていただいたときに、え、こんなところを通るのかと現場のイメージが全く湧かなかった記憶があります。しかし、現在は、その工事現場を見れば誰でもはっきりと分かるぐらい工事が行われています。以前から、中野昭文堂から東の信号までの間は自歩道がほとんど未整備でした、伊沢地区ですが。中学生が通ることはほとんどなかったのですが、高校生の通学が少し危ないなと思って見てました。県道志度山川線の工事の絡みで、自歩道がどのようにできるか期待しています。

そこで質問します。

県道志度山川線と交わる自歩道整備の状況についてお答えください。

続けて、2番目の質問にも行きます。

久勝、伊沢地区の自歩道の未整備の区間で、車を運転する人から急に自転車が飛び出してくるからちょっと怖いという声がよく聞かれます。北側に自歩道がついているので、東へ向かっている車にとって、西へ走ってくる自転車が正面に来ます。安全面で問題があります。全線を早く整備してほしいという市民の強い声があります。

そこで、2番目の質問をします。

久勝、伊沢地区における自歩道の未整備区間の見通しはどうなっているのか、お答えください。お願いします。

- ○議長(笠井一司君) 高田建設部長。
- ○建設部長(高田敬二君) 中野議員の一般質問の2問目、阿波町中央東西線について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

市道中央東西線は、阿波町の幹線道路で通行車両が多く、中学生や高校生の自転車通学や小学生の徒歩通学及び一般歩行者の交通事故防止と交通の安全を図るため、平成6年度より国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、久勝地区と伊沢地区の2地区において自転車歩行者道、いわゆる自歩道の整備を実施しております。自歩道の幅員は、道路構造令により3メートル以上と定められており、本市では縁石ブロックを含み約3.5メートルで整備しております。今年度、久勝地区では旧JA阿波町久勝支所跡地の約50メートルの工事を行っており、計画延長3,320メートルのうち3,224メートルの整備が完了し、進捗率は約97%、伊沢地区では大阪生コン跡地の約77メートルの整備を行っており、計画延長1,168メートルのうち1,114メートルの整備が完了し、進捗率は約95%となっております。

議員ご質問1点目の県道志度山川線と交わる自歩道整備の状況についてですが、県では地域の皆様の安全・安心の確保や利便性の向上を目指して、国の交付金事業を活用し早期供用開始に向け県道志度山川線整備を計画的に取り組んでいただいており、現在、阿波図書館付近の工事を進めていただいております。県道志度山川線と市道中央東西線が交わる取り合い部の自歩道については県が施工することとなっており、その取り合い部から東の中大久保谷橋西詰めまでの間は本市が先行し県の設計に基づき現在工事を施工しております。今後とも、徳島県東部県土整備局と連携を図りながら、児童・生徒の安全な通学路の確保に向けまして一刻も早い完成が図られるよう、事業の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の久勝、伊沢地区における自歩道の未整備区間の見通しはどうなっているのかについてですが、まず久勝地区につきましては令和4年度末時点で3か所、約96メートルが未整備区間として残っており、このうち1か所、約38メートルについては用地取得が完了したことから令和5年度に整備を行う計画としております。次に、伊沢地区につきましては、3か所、約54メートルが未整備区間として残っており、このうち1か所、約20メートルについては地権者の方に用地取得に対するご理解が得られたことから、来年度用地取得に向け物件移転補償鑑定業務を進める計画としております。残る久勝、伊沢2地区4か所の未整備区間につきましては、引き続き地権者の皆様のご理解が得られるよう丁寧な説明を継続的に行うとともに、一日も早い自歩道の早期完成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 中野厚志君。
- ○12番(中野厚志君) 答弁いただきました。

久勝地区が97%、伊沢地区が95%まで自歩道はできている。しかし、できてないと ころでは、自転車が急に飛び出すというそういう危険性があります。

先ほど、吉田議員からも中央道での第2の犠牲者を出さないためにもっていうことがありましたように、交通事故防止と交通安全のため、少しでも早い自歩道の整備の完成をよろしくお願いします。

- 3点目に参ります。
- 3点目は給食費の無償化についてです。

現在、本年12月3日の時点で、全国で小・中学校とも給食費が無償の自治体は256 あります。小学校無償化のみが6、中学校無償化のみが11です。中には、北海道の僻地 では高校まで給食があって、それも無料化している地域もあるそうです。

四国では、小・中学校ともが徳島県で2、ご存じのように神山町と三好市です。香川県は1、高知県は4、坂出市は小学校のみ無償化です。

そこで質問します。

負担を増やさないために、値上がり分をずっと補助してきてくれましたが、思い切って 全額補助で給食費を無償化してはどうでしょうか、お答えください。

- ○議長(笠井一司君) 髙田教育長。
- ○教育長(髙田 稔君) 中野議員の一般質問の3問目、給食費の無償化についての1点目、負担を増やさないため値上がり分を補助してきたが、思い切って全額補助で無償化してみてはについて答弁させていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などにより物価高騰の影響が長期化する中で、給食の食材調達にも影響が及んでおります。このため、本市においては給食費の保護者負担を増やすことなく、阿波市産の食材を積極的に活用し、安全・安心な、そして質の高い給食を安定提供するため、本年食材調達に係る経費の一部を9月議会で承認していただき支援しております。

学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、学校給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とされております。

議員ご質問の全額補助で給食費の無償化につきましては、学校給食法において一定の保 護者負担が明確化されていることや、また今後の学校給食センターの運営を勘案します と、現時点では給食費を直ちに無償化することは難しいと考えております。

一方で、給食費の無償化につきましては、少子化問題の克服に向け、子育て支援の観点から検討すべき課題であると認識しており、市長会を通じて本年6月には国へ、10月には県へと提言を行っているところであります。引き続き、効果的な子育て支援施策を検討する上で、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 中野厚志君。
- ○12番(中野厚志君) 検討すべき課題であるというふうにおっしゃっていただきました。

9月議会では、義務教育に係る費用の無償制はなぜ必要かという論点と無償化するためには自治体予算の1%程度の財源があれば可能であるという意見を述べました。そして、いつも無償化できない理由の一つに学校給食法11条を根拠に答弁をいただいています。しかし、最初に述べたとおり、給食費の無償化の自治体は256にも上ります。なぜできるのか。今回はその内容に関しての国の考え方を紹介します。

古いんですけども、文科省は1954年の文部事務次官通達で、自治体が食材費を負担することを禁じない旨を明記しています。質疑応答の中の学校給食費の保護者負担の中で、学校給食費として捉えられるものは食材費及び光熱水費であり、原則として保護者負担となるが、これらの法令の規定は経費の負担区分を明らかにしたものであって、設置者が保護者に代わって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないと述べています。したがって、自治体の判断で無償化は実現できます。

また、2018年12月6日、参議院の文教科学委員会でも、我が党の議員の質問、学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものでないということは、自治体がその判断によって全額補助すること、これ自体も否定するものではないということでよろしいかという質問に対し、国務大臣の答弁としてそのように理解されるところですというふうに答弁しております。

給食費の無償化を実現すれば、子育てするなら阿波市の新しいキャッチフレーズになる と思います。ぜひ、前向きなご検討をお願いいたします。

そして最後に、これは全部、国のほうなんですけども、国の愚策で私たち市民の生活を

脅かしている、私たち市民の生活を圧迫するようなそういう法律や改定について、ぜひそれはやめてほしいという要望とか意見書を出してほしいというお願いです。

1つ目は、前の議会で総務委員会で否決されたんですけども、消費税インボイス制度の中止を求める意見書というのを出してほしいということです。

現在、全国で543議会がその意見書を可決して出しております。中止や延期を求めてます。その中に、徳島県でも、徳島県、徳島市、小松島市、吉野川市、三好市も中止や延期を求める意見書を可決した自治体として入っております。

このインボイスは、弱い人に負担を押しつけ合う制度なので日本の文化潰しとも言われています。はっきり言って、百害あって一利なしと言う人もおられます。また、ぜひ考えていただきたいと思います。

2つ目は、来年の4月から改定されます介護保険制度です。

負担増とサービス低下の改定と言われています。

全国組織で、史上最悪の介護保険改定を許さないという会が次の5項目について述べています。1つは自己負担2割を標準にするな、2つ目は要介護1、2の訪問介護、通所介護を地域支援総合事業に移さないでほしい、3番目としてケアプランを――現在無料ですが――有料にしないでほしい、4つ目は福祉用具の一部をレンタルから買取りにしないでほしい、5つ目は施設にロボットを導入して経費節減を図り職員配置を減らさないでほしい、そういうふうな今度の介護保険改定について、やってほしくないというそういう意見があります。

3つ目は、生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額の要請をってことです。

ご存じのように、10月19日に横浜地裁は、2013年からの生活保護基準の引下げは違法の判決を大阪、熊本、東京各地裁に続いて出しました。違法判決を受け、憲法25条が明記する健康で文化的な最低限度の生活の保障のため、我が党は国に要請しました。減らされた生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを2013年以前に直ちに戻してほしい。2番目に、急激な物価高騰に対して生活保護基準を緊急に見直してほしい。実際、阿波市の中でも、生活保護家庭で非常に苦しい生活を送ってる方もおられます。3番目として、老齢加算を復活し夏季加算を創設すること、また今禁止されてます生活に必要な自動車利用を認めてほしい。4番目、生活保護利用者の大学、専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障してほしい。二、三日前の新聞に、社会保障審議部会が行われまして、その中で結局、生活保護を利用しながら大学や短大、専門学校に通うことは

認められませんでした。生活保護を利用しながら夜間学校には行けるようですが、それ以外はできないみたいです。

このように、全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に国は努めなければならないと憲法25条に載っとります。その憲法25条にのっとった運用を促進するようにお願いしております。また、皆さん方もご一考していただき、ご検討していただき、考えていただければありがたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(笠井一司君) これで、12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

午後3時32分 休憩午後3時44分 再開

○議長(笠井一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

北上正弘君。

〇7番(北上正弘君) 本日の最後の質問者として、元気いっぱい質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議席番号7番北上正弘、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

通告してあった大枠で3問でございます。

1問目は市営住宅の連帯保証人について、2番目は介護保険の補助制度について、3番目はプラスチックごみ削減に関する提案でございます。順に質問させていただきます。

まず、1点目の市営住宅の連帯保証人についてお伺いいたします。

一般的に賃貸住宅に入居するときの要件としまして、連帯保証人が必要であります。本 市においても例外ではなく、連帯保証人を必要としていると思います。連帯保証人になっ ていただく方の条件もあり、最近では簡単にお願いできない社会にもなっております。

そこで、市営住宅の条例や管理規則の連帯保証人についての現状はどのようになっているのかについて質問いたします。答弁お願いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 高田建設部長。
- ○建設部長(高田敬二君) 北上議員の一般質問の1問目、市営住宅の連帯保証人についての1点目、市営住宅の条例や管理規則の連帯保証人制度についての現状はについて答弁

させていただきます。

公営住宅は、住宅セーフティーネットの中核として、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する方に対して低廉な家賃で供給することにより生活の安定と社会福祉に寄与することを目的として建設されており、本市では68団地、1,014戸を管理しております。

議員ご質問の市営住宅の連帯保証人制度については、阿波市営住宅設置及び管理に関する条例及び阿波市営住宅管理規則において、入居される方と同程度以上の収入を有する方で公営住宅入居者でない方、同一世帯でない方、市税等を滞納していない方の全ての要件を満たす2名の連帯保証人が必要と定めております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 北上正弘君。
- ○7番(北上正弘君) 答弁いただきました。

連帯保証人になれる方として3点ございました。1点目に公営住宅入居者でない方、2 点目に同一世帯でない方、3番目に市税など滞納をしていない方、その3点の要件を全て 満たす2名の保証人が必要であると定められています。

連帯保証人については、入居を希望される方が身近な人などに保証人のお願いをしても 断られるケースがあり、保証人が見つからないという声を耳にすることがあります。この ようなことは、本市に限らず全国的な問題だと思います。

国では、公営住宅管理標準条例(案)において保証人の規定が削除されました。このことにより国から地方公共団体に向けて、公営住宅の入居に際しては住宅に困窮する所得の少ない方に対して的確に公営住宅が供給されるよう、保証人の確保に特段の配慮を求める通知があったかと思います。しかしながら、保証人の取扱いについては地方自治体の判断に委ねられています。

そこで、再問として、国が示す標準条例(案)において保証人の規定が削除されましたが、本市はどのように考えていますか、答弁お願いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 高田建設部長。
- ○建設部長(高田敬二君) 北上議員の一般質問の1問目の再問、国が示す標準条例 (案)において保証人の規定が削除されたが、市はどのように考えているのかのご質問に 答弁させていただきます。

国からは、民法の一部を改正する法律に伴い、平成30年3月に保証人に関する規定を 削除した公営住宅管理標準条例(案)が示され、全国の地方公共団体に対し、住宅に困窮 する所得の低い人に的確に公営住宅が供給されるよう保証人について地域の実情などを総合的に勘案し、適切な対応を求めるとの通知がありました。これを踏まえ、本市において連帯保証人の取扱いについて検討した結果、連帯保証人は家賃などの債務保証はもとより、実質的な緊急連絡先としての役割も兼ねていただいていることから、本市としては連帯保証人を引き続き求めております。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化の影響を受けて、人々の価値観、ライフスタイルの多様化などにより、家族の絆だけでなく地域コミュニティーにおける人間関係の希薄化が進み、連帯保証人を2人探すことが以前より難しくなっていることもあり、本市では令和2年4月の民法改正に合わせて阿波市営住宅管理規則の改正を行い、連帯保証人の負担限度額の設定とともに、全国的に問題となっている単身高齢者などの増加などを踏まえ、住宅に困窮する方の入居条件を緩和するための規定を加えました。これにより、入居を許可された方が努力したにもかかわらず連帯保証人を2人設けることが困難な60歳以上の方、障害のある方、また生活保護受給者の方などにおきましては、連帯保証人を2人から1人に免除し入居していただいております。

今後も、入居手続に際しましては入居を希望される方の実情をよく聞き、事情を抱えている方が連帯保証人を見つけられないことにより市営住宅に入居できないということにならないよう、セーフティーネットとしての市営住宅の役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 北上正弘君。
- ○7番(北上正弘君) 答弁いただきました。

令和2年4月に阿波市営住宅管理規則の改正を行い、連帯保証人に関する緩和策を盛り 込んでいただいていることが分かりました。

市営住宅の本来の役割として、公営住宅法第1条に書いてある内容を簡単に言いますと、住宅に困窮する所得の低い人に対して低額な家賃で供給することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとあります。入居を希望される方には、保証人を確保するのが難しい特別な事情を抱えている方などが少なからずおられます。生活の安定を図るためにも、入居を希望される方の事情をよく聞いていただき、保証人がいないことで市営住宅に入居できないということがないように、それぞれの実情に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

これでこの項の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

介護保険の補助制度についてでございます。

介護保険のサービスを受けることができるのは、65歳以上の方と医療保険に加入している40歳から64歳の方で、共に要支援、要介護の認定を受けられた方が対象となっています。

阿波市としては、介護保険2021年度から2023年度版の阿波市介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画を策定し、運用しています。それが、(資料を示す)これでござ います。下の介護保険課に行けば入手することができます。この中には、いろいろなサー ビスが記載され、分かりやすい内容となっております。

今回の質問内容は、腰かけ便座や簡易浴槽などの福祉用具の購入費と手すりの取付けや 引き戸などへの扉の取替えに必要な工事費を含むバリアフリー改修工事の補助制度につい てでございます。

その項は、16ページ、17ページに記載されております。

補助金内容は、福祉用具の購入費は10万円を上限とし、バリアフリー改修費の上限は20万円となります。どちらも、介護認定の等級により実質1割から3割の自己負担となります。

ここで、バリアフリー改修費を例として申しますと、まずは介護保険課に申請いたします。そこで見積を取り、手すり取付けやスロープ改修工事に合計20万円かかったとします。工事完了後、一旦業者に自己負担で20万円支払います。その後、介護認定の度合いによりますが、1割負担の方だと2万円を差し引いた18万円が戻ってきます。それがこの本に書かれている内容でございます。(資料を示す)小さい文字で書かれているので、見落とす人もおられると思います。

簡単に工事費20万円と言いますが、後で9割返ってくるとはいえ、その20万円が払えない方は多いと思います。利用者に係る経済的負担が大きいことから、受領委任払い制度を導入してはどうでしょうか。この受領委任払い制度を導入することで、手続の流れは同じですが、最終、業者には工事費が20万円とすれば、1割負担の方だと2万円を支払い、後日担当部署から差額の18万円が業者に支払われる仕組みになるということです。それにより、20万円は支払いできないが2万円なら払えるというように、サービスが利用しやすくなる方が増えると思います。

今回の質問として、1問目に福祉用具の購入費やバリアフリー改修工事費用を補助する制度の現状は、2番目に利用者の負担軽減のため受領委任払いの導入を検討してはの2点を一括で答弁お願いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 稲井健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(稲井誠司君) 北上議員の一般質問2問目、介護保険制度の補助制度について2点ご質問をいただいておりますので、順次ご答弁させていただきます。

まず、1点目のご質問、福祉用具の購入費やバリアフリー改修工事費用を補助する制度の現状はについてでございますが、介護保険では要支援、要介護に認定されている方に入浴椅子など福祉用具の購入に年間10万円、バリアフリー改修工事等の住宅改修に利用者1人につき原則20万円を上限に補助する制度がございます。

本市の令和3年度福祉用具購入の実績につきましては、購入件数が146件で補助額は430万9,959円、住宅改修工事につきましては156件で補助額は1,238万2,037円となっております。

次に、2点目のご質問、利用者の負担軽減のため受領委任払いの導入を検討してはについてでございますが、本市におきましては利用者が一度全額を支払った後に自己負担分の1割から3割分を差し引いた金額が利用者に返還される償還払い制度を原則としております。一方で、この方法では一時的であっても福祉用具購入費用や住宅改修費用の全額を支払う必要があることから、利用者にとっては購入や改修をためらうことも懸念されております。このことから、今後は被保険者の皆様の一時的な負担を軽減することで福祉用具購入や住宅改修しやすい環境を整えるため、議員お話の被保険者の委任に基づき本市が事業者に保険給付分を支払う受領委任払い制度について、来年度実施をいたします第9期介護保険事業計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 北上正弘君。
- ○7番(北上正弘君) 答弁をいただきました。

答弁の中に、来年度実施する第9期介護保険事業計画の見直しの中で検討してまいりますということでありました。この第9期っていうのが、今ここにあるのが第8期でございます。(資料を示す)この第8期が、2021年度から2023年度ということで、まだ来年度もあります。そこで、できるのであれば、利用者の負担軽減のため受領委任払い制度を来年度より早い段階で先行して実施できるように検討していただきたい。そのことで

これを印刷し直すということは言いませんので、要領だけ変えていただいて実施していただければと思います。今回、要望として、この項の質問を終わります。

最後の質問でございます。

プラスチックごみ削減に関する提案をさせていただきます。

阿波市の公共施設は数多くありますが、市役所を例に挙げて質問いたします。

雨降りに来庁したとき、全員ではないにしろ駐車場から傘を差して歩いてくると思います。そこで、ぬれた傘の滴を防ぐために細長い傘用のビニール袋が入り口にあります。その袋に傘を入れ、市役所で用事を済ませ、帰りの際は傘を入れていたビニール袋が一瞬にしてごみに変わります。

そこで、傘用のビニール袋に代わる傘の滴取りという機器がございます。傘の滴取りの機器とは、ぬれた傘を閉じた状態で間に通し、くるくる、ばしばしと、二、三回振ります。そこで傘についた水滴を除去する簡単な仕組みとなっています。

地球温暖化防止とプラスチックごみ削減の観点から、傘用のビニール袋に代わる方法と して傘の滴取りの機器を設置してはどうでしょうか。答弁お願いいたします。

- ○議長(笠井一司君) 町田副市長。
- ○副市長(町田寿人君) 北上議員の一般質問の3問目、プラスチックごみ削減に関する 提案、市役所入り口に傘の滴取りの機器を設置してはとの質問について答弁させていただ きます。

現在、ぬれた傘の対策として、市役所玄関にはビニールの傘袋を設置しており、傘による衣類や手荷物等のぬれや汚れ、傘から落ちた雨水の滴によるスリップ事故を防止するため、雨の日には来場者の方に使用をお願いしております。使用後については、庁舎に設置したごみ箱で回収し、その後プラスチックごみとして廃棄しております。

今ほどの議員のご提案の機器につきましては、傘を吸水パッドの中に入れ、二、三回振ることで雨の滴を取り除く機能があるとのことであります。それに伴って傘袋の使用が減少すれば、プラスチックごみの削減につながることになるということであります。よって、当該機器を試験的に導入し、機能の検証、傘袋の使用量の変化などを検証してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(笠井一司君) 北上正弘君。
- ○7番(北上正弘君) ただいま町田副市長より前向きな答弁をいただき、ありがたく思

います。実際導入し、検証していただき、少しでもプラスチックごみ削減に貢献できれば と思います。小さなことからではございますが、環境に優しいまちづくりを目指すために 私も調査研究し、これからも提案させていただきます。

これで私からの全ての質問を終わります。

○議長(笠井一司君) これで、7番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日9日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時08分 散会